

平成12年3月6日(月曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成12年3月6日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再　　開

午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は適切に意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成12年3月6日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	高齢者対策について	老人保健福祉計画・介護保険事業計画をどう具体化されていくのか 保険料、利用料の減免について 痴呆性老人の認定審査について 介護保険制度の周知について ショートステイに対する考え方について 紙おむつ支給、ベッド貸出等に対する考え方について	16番 佐藤 暘子	市長
2	子育て支援について	乳幼児医療費無料化の拡充について、特に年齢の引き上げ、所得制限緩和に対する考え方について		市長
3	教育問題について	日の丸、君が代に対する考え方について		教育委員長
4	チェリークア・パークについて	サービスエリアから市道に将来とも乗り降りできないか。 民活エリアの今後の進捗状況について	6番 安孫子 市美夫	市長
5	新農業基本法推進について	農業従事者、後継者対策について 新たに導入される直接支払制度の推進について 荒廃農地の利活用促進について	2番 松田 孝	市長 農業委員会 会長
6	高齢者支援について	スクールバスの多目的利活用検討結果について		教育委員長
7	老人保健福祉計画・介護保険事業計画(案)の課題と問題点について	市民の意見聴取と検討体制について 実態調査の結果が計画(案)にどう生かされたのか 公平・公正な介護認定とケアプランの確保について 苦情処理機関の設置について 訪問介護サービスの強化について 施設整備計画について	15番 伊藤 諭	市長

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番、3番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、通告しているテーマについて順次質問してまいりますので、市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

いよいよ4月から介護保険事業がスタートいたします。各自治体、殊に担当課においては、国からの具体的な内容が示されないままに実施時期だけが迫ってくる状況の中で準備を進めなければならず、大変苦労されたことと思います。実施主体が市町村であることから、国から示された内容に沿いながらも、いかにして住民の要求に見合った介護保険制度をつくり上げていくのか、自治体の姿勢が問われる大事業であります。日本共産党は、国会の場でも、各地方議会の中でも、介護保険制度を高齢者の介護に本当に役立つ、利用しやすい制度にしていくためにさまざまな問題点を指摘し、改善を求めながら建設的な提言もしてきたところです。

寒河江市の議会においても、日本共産党の議員を初め数名の同僚議員がこの問題を取り上げてまいりました。2月21日の全員協議会において、「寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」が示され、1カ月2,420円の介護保険料とともに、具体的な計画内容が明らかにされました。この計画の中には、私たちが市民の要望として議会の中で取り上げてきた施策も入っておりますが、具体的にはどのような利用、運用が図られるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

一つ目は、保険料、利用料に対する減免制度の考え方についてお伺いいたします。

このことにつきましては、これまで私や遠藤聖作議員が再三にわたり実例を挙げ、具体的な金額なども示しながら、減免制度の必要性について市長の見解をお聞きしてきたところですが、そのたびごとに市長は「国の制度が低所得者にも十分配慮されたものになっており、市独自の減免制度は考えていない」との答弁でした。しかし、実際問題として国が言っている利用料、保険料の減免制度に該当する人は、災害等により一時的に著しい損害を受けた場合や、生計中心者が病気やけがなどにより収入が著しく減少した場合などに限定されており、一般的な低所得者は該当いたしません。また、施設入所者に対しても、食事の負担額を低くするなど、低所得者に配慮したものになっていると言われておりますが、実態からかけ離れたものと言わざるを得ません。

在宅でサービスを受けた場合の自己負担月額、介護度によって6,000円から3万5,000円程度まで6段階に分かれておりますが、利用料が払えないために必要なサービスを辞退する人が当然出てくるものと思われれます。政府は、負担を軽減するとして、利用料の自己負担の上限を3万7,200円とし、それ以上かかった分は高額医療制度と同様に保険から払い戻すと言っておりますが、この軽減制度に該当するのは、療養型病床群に入院する人を除いてはほとんど当てはまらないのです。国に対してはもっと実態に見合った制度に改善させていく必要があります。

一方、自治体独自の取り組みとして、低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を立ち上げている自治体が多く出てきております。東京の狛江市、神奈川県川崎市、埼玉県所沢市、千葉県我孫子市などでは、65歳以上の第1号被保険者のうち、老齢福祉年金受給者及び生活保護基準以下の生活困窮者に対しては、利用料を半額ないし全額市が助成する。保険料についても、全額市が助成する自治体もふえてきております。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険に上乗せして徴収されることとなりますが、国民健康保険の加入者は、国民健康保険料と一緒に徴収されることとなります。寒河江市の平成10

年度の国保税の収納率は、平成9年度よりも1.3%低くなっており、滞納世帯は、平成9年度末の252世帯を上回る292世帯にふえているのです。これは、国保加入者約5,800軒の4.3%で、100軒のうち4軒以上の世帯ということになります。その上に介護保険料が上乘せされれば、徴収率がさらに悪くなるのは火を見るよりも明らかです。市長は、「市町村が徴収する第2号被保険者の保険料は、国保の軽減措置に準ずる制度が適用される」と言っておりますが、介護保険料は国保税と一体のものとして納めなければならない、もし未納や滞納があれば、医療保険証の交付はせず、介護も受けさせないといった厳しい罰則があるのです。生活が困難で保険料が未納、滞納となった人たちが医療や介護が受けられないということがないように、市独自の低所得者に対する減免制度を設ける必要があると思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、痴呆性老人の認定審査についてお伺いいたします。

介護保険を受けようとしたときに必ず受けなければならないのが、介護認定の審査です。この審査は、コンピューターによる1次判定を介護認定審査会がかりつけ医の意見書や調査員の特記事項などを参考にしながら、その人の介護度を判定するというようになっておりますが、1次判定と2次判定に大きく食い違いが出てくることが指摘され、1次判定用のコンピューターソフトに問題のあることが指摘されています。中でも、痴呆性老人の介護度は、身体的な介護に要する介護時間だけでは判定できない難しさがあり、コンピューターによる1次判定と医師の意見書や調査員の特記事項に基づく判定にずれが生じると言われております。

日本共産党市議団では、先月2月14日～15日にかけて、千葉県我孫子市に介護保険の行政視察に行っていました。我孫子市では、痴呆性老人の介護認定に独自の審査基準をとっております。1次判定と2次判定にずれが出ることは指摘されていることですが、殊に痴呆の判定については、1次判定の介護度が実態よりも軽く出ることが各審査委員会の中から出され、いろいろと検討されたそうです。

その結果、痴呆につきものの徘徊、昼夜逆転、被害妄想、不潔行為などの問題行動のうち、一つでも該当する場合は介護度3を基準にして審査をするという独自の基準を採用しているとのことでした。

寒河江、西村山においても、昨年10月より西村山を一本化した広域認定審査会が発足し、1市4町の審査会が行われておりますが、寒河江市では、現在何名の審査が終了し、そのうち変更は何件あって、変更の理由はどんなことだったのか、お伺いをいたします。

次に、介護保険制度の周知についてお伺いいたします。

寒河江市では、介護保険制度の説明会を平成10年10月～11月までの間に市内全域69カ所で行ったようですが、その時点では、制度の中身がどのようなになるのか、国からも示されておらず、枠組みだけの説明しかできなかったようです。また、説明会への参加者も少なく、介護保険制度に対する理解が住民に広く行き渡ったとは言えない状況でした。さまざまな問題点が広く指摘され、修正を繰り返しながら、寒河江市でもようやく具体的な介護保険実施計画と老人保健福祉計画の案ができ上がり、今議会で条例制定がされようとしています。新聞紙上やテレビなどでは、介護保険のニュースが流されておりますが、自分たちの住んでいる町の介護保険がどのような内容なのか、知らない人やわからない人がたくさんおります。今、寒河江市では、施設に入っている人や在宅でも何らかのサービスを受けたことのある人は、認定審査が行われているようですが、サービスも受けたことがない人たち、殊に高齢者世帯やひとり暮らしの方たちなどは、制度の中身や介護認定を受けなければならないことなどわからない人たちがたくさんおり、一方的に文書で案内を流すだけでなく、高齢者世帯にはこちらから足を運んでの説明なども必要だと思っておりますが、どのような手だてを考慮されるのか、お伺いいたします。

次に、ショートステイに対する考え方についてお伺いいたします。

介護保険制度は、在宅サービスと施設サービスに分けられていて、在宅サービスの場合には、要支援から

要介護5までの6段階の利用料の限度額が決められています。サービスを受ける人は、その限度額の中でさまざまなサービスを組み合わせ、自分に最も適した介護メニューをつくるわけですが、サービスメニューにも利用の限度が加えられています。ショートステイは、6カ月の間に受けられる日数が、要支援1では1週間、要介護1～2では2週間、要介護3～4で3週間、要介護5で6週間となっています。

現在、在宅で介護を受けている人たちは、介護度に関係なく、1カ月に1週間程度のショートステイを利用することができました。しかし、介護保険では、1カ月に1週間のショートステイを利用できるのは、最重度の介護度5の人に限られており、それより介護度の低い人たちは、これまでの半分以下しか利用できないというひどいサービス低下となります。冠婚葬祭、あるいは家族の病気、あるいは介護者のリフレッシュタイムとして有効利用できたものが、利用できなくなるのです。介護を家族介護から社会全体で支えるものとして発足した制度のはずですが、結局、介護による心身の負担を解消させることはできないのです。今までどおり、1カ月に1週間程度のショートステイを利用しようとするれば、介護保険での利用枠を超えた分は全額自己負担をしなければならず、利用者にとっては大変な負担です。ショートステイの利用日数の拡大が強い要求として挙げられ、厚生省は条件つきで利用日数の拡大を認めましたが、その内容は、在宅で受けているサービスの利用を2カ月間利用限度額の6割以内に抑えれば、残りの4割分をショートステイの利用に回してやるという方法です。しかし、利用限度額を6割に抑えるということは、ほかに受けたいサービスがあっても我慢しなければならず、サービス低下につながります。また、この方法が取り入れられても、介護保険の始まる4月から9月までの半年間は適用されないのです。

このような状況を何とか改善しようと、自治体の中では、公費による支援措置を検討しているところもあるようです。寒河江市としても、このような状況を打開するために、利用限度額を上回ってショートステイを利用した場合の自己負担に補助をする何らかの助成をしていく考えはないか、お伺いをいたします。

次に、紙おむつ支給、ベッド貸し出し等に対する考え方についてお伺いいたします。

寒河江市では、介護保険料を低く抑えるために、保険で受けられるサービスは法定給付のみとし、ほかのサービスは保険外の高齢者福祉サービスとして実施していくとのことです。保険外サービスとして挙げられているものには24のメニューがあります。この中には新規の事業も数種類含まれておりますが、ほとんどは現在実施されているものです。「現在行っているサービスを低下させることなく、さらに充実をさせていく」と断言された市長の言葉どおりメニューは用意されておりますが、それをどのような方法で提供していくかが問われるものと思います。24種類のサービスメニューの中で在宅介護者が強く望んでいることに、紙おむつを所得制限なしで支給してほしいということや、ベッドの貸し出しを従来どおり無料で希望者に貸し出してほしい、寝たきり老人介護激励金の支給を引き続き額の引き上げなども含めて実施してほしいといった意見です。年2回、寝たきりの高齢者を対象に行われてきた出張理髪や、寝具乾燥サービスなども大変喜ばれている事業ですが、これらに関しても、従来どおり自己負担なしで実施すべきだと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、乳幼児医療費無料化の拡充についてお伺いいたします。

子供の出生率の低下が大きな社会問題となってから久しくなりますが、減少傾向に歯どめがかからず、政府もその対策に頭を痛めております。寒河江市の平成元年から10年までの出生数を見ますと、平成元年度の452人から平成10年度の404人へと多少の増減を繰り返しながら減少してきています。

出生率の低下はさまざまな要因があると思われませんが、その一つに、子供の養育に金がかかることが挙げられます。山形県では、昭和49年より乳幼児医療費の無料化を実施し、ゼロ歳児全員が無料で医者にかかることができるようになりました。その後、昭和59年には所得制限が設けられ、課税世帯には一部負担金がつくようになりました。学齢期前の子供のいる家庭では、子供たちの医療費が支出の大きな位置を占め、家計を圧迫しているのです。親にとって子供の病気は一番の心配です。せめて医療費の心配をしないで済むよう

にしてほしいと、そういった母親たちの強い要求が後押しをして、県の方でも、徐々にではありますが、年齢の引き上げを行ってきております。現在、県の制度は2歳児まで、所得が330万円以下の家庭に該当されますが、その中でも所得税を納めていれば一部負担金が課せられます。

私は、これまでに幾度も一般質問の中で、県の制度に上乘せして、寒河江市独自の乳幼児医療費の年齢引き上げと所得制限の緩和をすべきではないかと市長の見解をただしてまいりました。これに対して、「この件は今後の検討課題だ」と言うだけで、いまだに県の制度に準じている状態です。この間の近隣市町の乳幼児医療費無料化の実施状況を見てみますと、県の制度に準じているのは、県内44市町村の中では16自治体のみで、市の段階では長井市と寒河江市だけであり、西郡の1市4町の中では寒河江市と朝日町だけであります。他の市や町では、県の制度の所得制限を撤廃したり、該当年齢を引き上げたりしています。市段階では、既に天童、村山、鶴岡、上山、東根、米沢、酒田市などでは、3歳児まで年齢を引き上げ、さらに所得制限の緩和などを行っているところもあります。山形市や尾花沢市、金山町などでは、何らかの制限は設けながらも小学校入学前までの乳幼児医療費の無料化を実施しております。寒河江市としましても、年齢の引き上げ、所得制限の緩和などに踏み切って、子供を産み、育てやすい環境をつくっていく必要があると思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、日の丸、君が代について、教育委員長にお伺いいたします。

昨年8月9日、「国旗及び国歌に関する法律」が参議院本会議で可決、成立し、日の丸は国旗、君が代は国歌として法律で定められました。これまで、祝日やさまざまな行事で必ずと言っていいほど掲げられてきた日の丸や君が代は、実は法的な根拠がなかったことを初めて知った人も多いことと思います。

日本共産党は、日の丸、君が代を国旗、国歌とすることに反対してまいりました。日の丸は古来、太陽崇拜から生まれたもので、古くは外国船と区別するために、日本の船に日の丸を掲げたことから、日本を象徴する旗として定着していったようです。その日の丸が侵略戦争の旗印として使われ、アジア各国に攻め込み、大きな犠牲を強いました。今も、アジア各国の人たちが、日の丸に強い恐怖心と深い心の傷を負っていることをめぐり去ることはできないのです。国内においても、日の丸が愛国心の旗印として、子供たちの教育を大きくゆがめ、国民を戦争に駆り立てていった歴史があるのです。アジアと日本の国民を苦しめた歴史を持つ日の丸が平和日本を象徴する国旗としてはふさわしくないというのが、日本共産党の理由です。

また、君が代についても、明治の初め外国からの客を迎えるのに、国の歌がないのはおかしいのではないかとイギリスの音楽隊隊長に促されて、古今和歌集に載っていた君が代の和歌に作曲されたのが始まりとのこと。しかし、この歌の歌詞は、天皇の御代がいつまでも続きますよという意味で、日の丸と並んで戦争中には愛国心を高揚させる上で大きな役割を果たしました。戦後主権在民が憲法で定められ、「国民が主人公」になったにもかかわらず、天皇の御代といった内容の歌は、日本の国と国民を代表する国歌としてはふさわしくないと考えるからです。

法制化について、日本共産党は次のように考えております。

日の丸、君が代については、国民の間でも意見がさまざまに分かれております。昔から親しんできたので愛着があるという人、戦争中のつらい思い出につながるから嫌だという人、君が代はメロディーが暗く、意味もよくわからないので歌いたくないという人等々、さまざまに意見が分かれております。こういった人たちの意見に耳をかさず、上から問答無用で押しつけるやり方はやるべきではありません。なぜ好きなのか、なぜ嫌いなのかも含めて、十分な国民的議論をすべきだと思います。その上で日本の国旗、国歌としてどんなものがふさわしいのか、国民的な合意を得ることが大事だと思っております。そのこともせずに、国会の中で、多数決だからといって日の丸、君が代を国旗、国歌と決めてしまうのは、民主的なやり方ではないと主張してまいりました。

間もなく各学校では、国旗、国歌法が法制化されてから初めての卒業式や入学式が行われます。政府は国

旗、国歌法が成立しても尊重規定がなく、学校での取り組みは従来どおり学習指導要領によるものとし、学校教育における国旗、国歌の指導に関する取り扱いを変えるつもりはないと答弁しております。しかし、文部省や一部の教育委員会には、法律が成立したのを機に、国旗の掲揚や国歌の斉唱の指導を強める動きがあると報じられております。これらの動きと関連し、県の教育委員会からの指導や指示はあるのかどうか。また、国では個人個人の内心の自由、人権の尊重は重視するとしておりますが、学習指導要領による指導との矛盾はないのかどうか、お伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは介護保険のことですが、保険料並びに利用料の減免のことに答弁申し上げます。

御案内のとおり、介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという趣旨のもと、社会保険方式により被保険者からは能力に応じた保険料を負担していただき、介護や支援が必要な方がサービスを利用した場合、この保険料と国、県、市の公費負担分を財源として保険給付する仕組みでございます。

保険料の減免についてでございますが、これにつきましては、「特別の事情があると認められる方に対し条例で定めるところにより行うことができる」とされているわけでございます。これは、一般的な低所得の状況をとらえて適用されるものではなく、災害等の特別な理由により一時的に負担能力が低下した場合に適用されるものでございます。低所得者に対しては、保険料につきましては、負担能力に応じて所得段階別に設定されますし、生活保護の被保護者に対しましては、生活扶助費の中で勘案することになっております。したがって、御質問のような一般的な低所得の状況をとらえた市独自の保険料の減免制度を創設する考えはございません。

次に、利用料でございますが、これにつきましては、介護保険制度の趣旨を踏まえまして、サービスを利用する方としない方との負担の公平を図るとともに、サービス利用についてのコスト意識というものを喚起するという観点から、利用者は原則としてかかった費用の1割を負担する仕組みとなっていることは御案内かと思っております。このため、利用料の減免につきましても、介護保険法の規定によりまして、災害等の特別の事情により1割の利用者負担を支払うことが困難と認められる被保険者について適用することとされております。したがって、保険料同様、一般的な低所得の状況をとらえた市独自の利用者負担の減免制度を創設する考えはございません。

この利用料でございますけれども、負担能力に応じた高額介護サービス費の支給によりまして、1月当たりの負担額の上限が一般の方よりも低く設定されますし、生活保護の被保護者には介護扶助制度が適用されることになるわけでございます。また、施設に入所した場合の食事の標準負担額も、負担能力に応じて設定されるため、一般の方よりも低く設定されるようになっております。さらに、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度が改正されまして、利用料などについても、貸し付けの対象となったところでございます。このように低所得者にも十分に配慮された仕組みとなっていることを御理解いただきたいと思います。

次に、痴呆性老人の認定審査について、それから1次判定と2次判定の変更した件数についての御質問がございました。

痴呆性老人の認定審査でございますが、介護保険制度というものを円滑に運営するためには、適正で公平かつ公正な要介護認定が行われることが重要なポイントであることは十分に認識しているところでございます。このようなことから、本市では西村山地域の4町と共同で「寒河江市西村山郡介護認定審査会」というものを設置しましたことは御案内のことかと思っております。介護認定審査会においては、国の基準に基づき、85項目にわたる対象者の心身の状態に関する調査結果に基づくところのコンピューターによる1次判定をもとに、主治医の意見書、調査員の特記事項を勘案しまして、あくまで全国一律の基準に従って審査判定業務を行っているところでございます。

ことし2月末までの本市の認定状況を申し上げますと、認定件数は620件であり、その内訳は自立が11件、要支援が37件、要介護1が115件、要介護2が84件、要介護3が98件、要介護4が149件、要介護5が126件となっております。

また、2次判定の結果、1次判定が変更された件数は60件であり、変更の理由は、主治医の意見書による

ものが31件、調査員の特記事項によるものが27件、障害老人日常生活自立度判定基準によるものが2件でありました。

また、再調査となったものは12件であり、その主な理由といたしましては、主治医の意見書と調査員の調査結果との不一致でありました。

介護認定審査会は、医療・保健・福祉の各分野の専門家56名で構成されておりまして、審査判定に当たりましては、八つの合議体に分かれて、各合議体において委員の合議制により対象者の要介護状態等について判定を行い、この判定結果をもって、寒河江市西村山郡介護認定審査会としての最終的な判定結果として取り扱っているところでございます。

合議体間で差が出ないようにする基準というようなことでございますが、特にそのようなものは設けておりません。今申し上げましたとおり、介護認定審査会における審査判定業務につきましては、国が定めた全国一律の基準が示されており、各合議体ともこれを遵守して、統一した考え方で審査判定を行っているところであり、これによることが公平、公正な要介護認定につながるものと考えておるところでございます。

次に、介護保険制度の周知徹底のことについての御質問にお答え申し上げます。

介護保険制度は、これまで行われてきた日本の福祉制度を大きく変え、高齢者の介護を社会全体で支える制度でございますので、制度の仕組みや制度の内容をよく理解していただくことは最も大切であると考えております。これにつきましては、これまでも平成10年の秋に市内69カ所におきましてきめ細かに制度説明会を実施してきたのを初め、各種団体の会合等に出向いての説明や、市民の要望や意見の聞き取り、さらには市報への特集記事の掲載、パンフレットの配布など制度の啓蒙普及に努めてきたところでございます。また、教育委員会の生涯学習活動とも連携いたしまして、出前講座等の機会を利用して33回にわたって説明を行っているところでもあり、これら各種会合時における説明を初め、市報に介護保険に関する疑問を解説するコーナーの連載、内容をわかりやすく解説したパンフレットの配布など、制度の普及に努めてきたところでございます。

さらに、きょう3月6日から19日にかけて17回の地区説明会を実施することとしておるところでございます。介護家庭の生活状況などにも配慮し、日曜日の開催も予定しているところでございます。

今後におきましては、要介護高齢者等に身近に接することの多い民生児童委員の方々にも、計画や本市独自のサービスについて詳細に説明する機会の設定などを行い、民生児童委員の地域相談、それから訪問活動などを通じて、外に出かける機会の乏しい介護家庭や、理解の不足しがちな高齢者世帯に対する啓蒙普及にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次にショートステイ、短期入所についてのお尋ねがございました。お答えいたします。

短期入所につきましては、これまでも訪問看護、通所介護と並んで、在宅サービスの三本柱として、冠婚葬祭等で一時的に家庭での介護ができなくなったときや、介護者の介護疲れなどの場合に大きな役割を担ってきたところでありますが、このサービスはあくまでも一時的な入所ということであって、これまでも原則として1回当たりの入所の期間は7日以内とされており、要介護者の入所が必要になったときはいつでも利用できるよう、施設の有効利用に努めてきたところでございます。

平成11年度の4月から1月までの10カ月間のショートステイ、これはミドルステイを除いておりますけれども、この利用状況を見ますと、180名の方が利用しております。延べ利用日数は4,933日ございまして、利用回数は617回となっております。これを介護保険制度の限度管理期間である6カ月間に換算いたしますと、1人当たりの平均利用日数は16.4日となっております。

一方、介護保険制度における短期入所の区分支給限度基準額に相当するところの6カ月間の入所日数は、要支援が7日間、要介護1及び2が14日、要介護3及び4が21日、要介護5が42日となっており、単純に平均いたしましても、1人当たり19.8日間の入所が可能なわけでございます。

このようなことから、ケアマネジャーと十分に相談しながら、いろいろな在宅サービスを効果的に組み合わせたケアプランを作成し、短期入所につきましても、計画的に利用していくことにより、介護者自身の負担軽減を図りながら、要介護者の生活を支援していけるものと考えております。このようなことでございますので、限度日数を超える短期入所に対する補助制度については考えておりません。

なお、現在、家族介護に対する評価と支援という観点から、訪問通所サービスの利用が一定程度以下の場合、要支援から要介護4までは、先ほど申し上げた入所限度日数を2倍に、要介護5については1.5倍に拡大することとなっております。

また、自立者であっても、不測の場合にはショートステイを使えるようにしてほしいということでございますが、このような場合の取り扱いにつきましては、状況というものを十分に把握した上で個別に判断することでございますので、一般論でしか申し上げられません。対象者の心身の状況や家族関係などから見まして、自宅で介護生活することが困難であり、福祉の保持という観点からそのままでは置けないというような状況にあり、一時的に保護する必要があると認められるような場合には、要介護認定とは別に、市の職権による措置としまして適切な施設に保護するようになるものと考えております。

次に、紙おむつ支給とかベッド貸し出し等についての御質問でございます。

介護保険制度と一体となって実施する本市の独自サービスについての御質問でございますが、介護保険制度の実施に伴い、本市は、従来行ってきた福祉サービスの水準はこれを維持するとともに、これをより充実して進めていくことを基本としていることは、これまでも重ねて申し上げてきたところでございます。

本市が独自に行ってきた福祉サービス等についてでございますが、今定例会の初日に行政報告として報告申し上げました、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の中でも明らかにしているところでございますが、この計画の策定に当たりまして、これまで実施してきましたサービスについて、それぞれの事業ごとに経過と状況を把握し、課題の点検、整理を行った上で今後における施策を方向づけたところでございます。この中で、御案内のとおり、一部のサービスについては、社会的状況やニーズに対応する見直しと、新規サービスの実施を課題としたところでありまして、また、紙おむつの支給については、支給基準と支給方法の改善ということを課題とするなど、介護保険制度を実施するのに伴い、利用者の一部負担とあわせて行政が援助すべき施策、そしてまた、費用のいかにかわらず行政がみずから実施すべき施策などを点検、整理したところでございます。

そういうことでございますので、紙おむつの支給につきましては、これまで所得税が10万円未満の世帯の方で、常時失禁状態にあって、6カ月以上にわたり寝たきりの状態や痴呆の症状の高齢者を対象に支給してきたところでございますが、介護保険制度の実施に伴い、これまでの所得制限を撤廃して、すべてのこれは医療機関等入院者も含めてでございますが、在宅の寝たきりの高齢者等に紙おむつを支給することといたしまして、支給枚数を所得基準で区別する方法で実施していきたいと考えているところでございます。

それから、ベッド等の貸与に関してでございますが、これまで高齢者の介護のためにベッドを必要とする期間、貸し出してきたところでございます。介護保険制度においては、ベッドも含めた福祉用具の貸与等は、法定のサービス給付といたしまして指定事業者から行われるようになり、基本的には制度によるサービスに移すべきものと考えられるところでございます。

しかし、本市が実施しているベッドの貸与は、手動方式のギャジベッドであることから、電動方式を含め多機能な介護用ベッドが普及している中で、既存貸与ベッドの有効活用を図るとともに介護世帯の負担軽減を図るため、これまでどおり無料で貸与を継続していく考えでございます。

出張理髪サービスでございますが、外出することのできない在宅の寝たきり状態にある高齢者の快適な生活を支援するために、地域の理髪店の協力を得ながら、夏と暮れの年2回実施してきた本市の独自の事業でございます。これにつきましても、要介護者の生活支援の充実を図るために、これまでどおり無料で実施し

てまいりたいと考えているところでございます。

それから、寝たきりの高齢者の寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスでございます。

この事業は、寝たきりの高齢者の自宅に出向いて寝具を預かり、丸洗い洗濯、それから乾燥殺菌の上、再びお届けするところのサービスでございます。年1回に限って実施してきたものでございますけれども、平成12年度においては、実施回数を大幅に拡大して実施する考えでございます。

それから、12年度から新たに実施する要介護者などを移送するところのサービスについてでございますが、これは、在宅の要介護者が医療機関に通院する際などに、ベッド等を備えた専用の特殊車両での移送を必要とする場合がありますことから、介護家庭の負担の軽減を図り、要介護者の移送の安全と快適性の確保というものを支援するために実施するものでございます。

また、「要介護者等外出支援事業」というものは、要介護等の高齢者の生活の質の向上を目的としているものでございまして、要介護等の高齢者が公園の散歩や買い物などの外出をしようとする際に、介護者を派遣することにより、その外出を支援しようとするものでございます。

これらの寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスとか、それから、要介護者などを移送するサービスとか要介護者等の外出支援事業、これらにつきましては、介護世帯が支出する費用について、その費用の一部を援助する方法により実施する考えでございます。

それから、高齢者の介護者に対するところの「寝たきり老人介護者激励金」の支給でございますが、これは、「山形県寝たきり老人等介護者激励金支給要綱」に基づく事業とあわせて実施してきた事業でございます。この事業は、寝たきりの高齢者を6カ月以上継続して介護している介護者等に支給しているものであり、本市としましては、今後とも継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の中での乳幼児医療費のことの御質問がございました。

乳幼児医療費無料化の拡充についてでございますが、この医療費支給制度につきましては、御案内のように、昭和48年からゼロ歳児を対象に、医療確保と福祉の増進を図る目的で県が医療費無料化制度として始めたものでございます。その内容は、医療費の自己負担分を市町村が給付した場合、その2分の1を県が負担する制度でございます。

これまでの経過といたしましては、昭和59年10月から被保険者への一部負担金が規定され、その後、平成元年10月から医療技術の進歩、生活環境の向上などや医療費の増加などの理由によって所得制限、290万円でございますが、これが設けられたところでございます。その後、平成4年7月から、一部負担金は、老人保健法の一部負担金と同額に改正され、平成7年7月から所得制限額が330万円に引き上げられております。

本市では、平成8年4月から、市単独事業として1歳児まで年齢を拡大し、医療給付を行いました。同年7月から県の規定も1歳児まで年齢が拡大され、さらに平成10年7月からは2歳児まで引き上げられ現在に至っているところでございます。

本市の平成12年1月末現在の乳幼児医療証交付状況は、ゼロ歳児で312人、1歳児で281人、2歳児で230人の総計823人となっております。1月末の3歳未満児の人数は1,177人でありますので、交付割合は70%となっております。平成11年度の1月までの申請件数は811件でありました。そのうち695件が認定されており、85.7%の認定率となっております。

本市では、御案内のように、「寒河江市子どもプラン」というものを平成10年3月に策定いたしまして、子供の健やかな育成のための環境づくりの指針といたしまして、21世紀の新しい時代に生きる創造力ある、感性豊かな人材の育成を図るため、社会全体で子育て支援策を総合的、計画的に推進していくこととしていただいております。そういう中で、乳幼児医療給付制度の充実を掲げており、子育て費用の軽減を図るため、県に対して事業対象範囲の拡大と所得制限の緩和について要望するなど、制度の充実を図ることとしております。

乳幼児医療費の支給につきましては、寒河江市医療費支給条例において、重度心身障害児者及び母子家庭とともに、県の規定に沿って定めているところでありますが、御質問の年齢の引き上げ及び所得制限緩和につきましては、重度心身障害児者及び母子家庭の医療費支給との制度上のバランス、及び県の動向等を考え合わせながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一郎教育委員長 私の方から、日の丸、君が代に対する考え方についてお答えいたします。

昨年8月13日に「国旗及び国歌に関する法律」が交付され、即日施行されたことは御案内のとおりです。国旗と国歌は、いずれの国におきましても国の象徴として大切に扱われているものであり、なくてはならないものであります。我が国におきましても、国旗である日章旗と国歌である君が代が、いずれも長い歴史の中で既に慣習法として定着していたものであります。今回法制化され、その根拠が明確に規定されたものと把握しております。

国旗、国歌にかかわって学習指導要領では、社会科においては、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること」、さらに「国旗及び国歌の意義、並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てよう配慮すること」とあります。音楽においては「国歌君が代は、いずれの学年においても指導すること」、そして、特別活動の中には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記載されております。これは、法制化される前から記載されているものであり、法制化されたからといって強化されたものではありません。

また、学校教育の中で国際理解教育も重要視されておりますが、国際理解教育を推進していくためには、まず、自分たちの住んでいる地域を知り、自分の国を知ることが大切になってきております。その上で、他の国のことを学びながら、地域性や文化の違いから生じるさまざまな違いを理解し、ともに手を携えて国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成することが求められております。その意味でも、自国を愛することはその基本とも言えます。そのような意味からも、その象徴となる国旗、国歌を大切にすることは当然のことと言えます。

さて、卒業式や入学式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、そして、学校、社会、国家などの集団への所属感を深める上でよい機会となるものです。このような意義を踏まえて、卒業式や入学式に国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するものと考えております。さらに、このことは、自国を愛し、他の国々を理解しながら、国際社会の一員として活躍する人間の育成の基本的なこととして理解され、卒業式や入学式で実施されてきたと把握しております。

本市の小・中学校につきましては、卒業式、入学式に際しましては、これまでも式場並びに掲揚塔に国旗を掲揚するとともに、式の中で国歌を斉唱してまいりました。したがって、県内並びに市内の小・中学校におきましては、既にこのような趣旨が十分理解され、徹底されているという判断から、今回の法制化に伴い、山形県教育委員会並びに本市教育委員会で、「法制化されたことに関する通知」は出しましたが、特に今回の卒業式、入学式にかかわって指導を強化していることはございません。今後ともこれまで同様に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 16番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一通りお答えをいただいたわけですが、保険料、利用料の減免についてです。

保険料については、第1号被保険者の保険料、それから第2号被保険者の保険料と2通りに分かれて徴収されるわけですが、この保険料については、先日の予算特別委員会の中でも遠藤聖作議員が取り上げておりましたけれども、自治体で徴収する保険料の料率、必要な保険料というものの、徴収しなければならない保険料というものの総額は決まっているわけですが、それをどのような割合で徴収するかということだと思っております。ですから、寒河江市の場合は、低所得者に負担をかけないように、応能応益割を国税の応能応益割と同様な考え方で賦課をしているんだということだったんですけれども、徴収しなければならない金額が決まっています、それを応能に負担をかけるか、応益に負担をかけるか、どちらにウエートをかけるかという問題だと思っておりますけれども、これは、どちらに比重をかけても大変な負担感があるというふうに思います。総額は変わらないわけですから、応能の方に負担をかければ、所得のある人には負担感が強い。応益に負担をかければ、低所得の方が負担感が強くなるという、どちらにも大変な税の負担が課せられるということだと思っております。ですから、これは、負担額を少なくしない限り、どういうふうな方法をとったとしても負担感は消えない、ぬぐえないということになると思っております。ですから、根本的な解決としては、国の現在の保険料に対する負担割合、今、国では25%の負担というふうになっておりますけれども、これをやはり2分の1の負担、50%の負担まで引き上げさせると、これが一番と大事なことだというふうに思っているところです。

この国に対して働きかけをするということが最も大事なことでありますけれども、その中でも、それが実現する前段階としまして、各自治体では、どういうふうなことをしたら市民に負担をかけないで済むのかということであるという方法を考えているわけです。市の一般財源からの繰り出しをするということをやっているところが出てきているわけです。市長も、この保険料の負担が非常に大変になっているということはお認めになると思っておりますけれども、生活保護すれすれの世帯、生活保護を受けたくても、資産があったりすれば、これは生活保護の該当にならないわけです。生活保護基準以下で生活をしている方も中にはいるわけです。こういう方が本当に介護が必要になったときに、保険料や国保料を払わないために介護の該当にならないということがないように、何らかの手を打つべきだと私は考えております。ですから、住民税の非課税世帯、それから最低年齢福祉年金の受給者、そういう方ぐらいまでは保険料を一般会計からの持ち出しで無料にするとか、また、25%ぐらいまでに引き下げをしているというところもあるわけです。こういうことをぜひ考えてほしいなと思っております。

それから、利用料についてなんですけれども、国では、現在ホームヘルプサービスなどの在宅の支援を受けている方については、3年間を限度にして経過措置として3%の徴収でやっていこうというようなことを言っているわけですが、これは、現在利用している人に限られているわけです。ですから、住民税非課税者の方でこれからそういう在宅のホームヘルプサービスを受けたいという方については、該当しないわけです。これを何とか、今から新規にこのサービスを受けようとする住民税非課税世帯の方についても、国の制度と同じように3%で利用できるような方法を考えられないか。ぜひそうしてほしいというふうに思うのですが、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、痴呆性の老人の認定についてですけれども、我孫子市では、やはり高齢者の方の認定が非常に大変だと。第1次判定で出てきたものと、医者を書いた意見書や、それから、調査員の特記事項などで判定した判定とのずれが大きくなっている。そういうことから、審査員の中から、「これは何とかしなければならないのではないか」というような意見が出されて、痴呆性のお年寄りの方に特有のいろいろな症状、徘徊ですとか、被害妄想とかいろいろな特異な症状が出るわけですが、この症状が一つでも出た場合には、

この基準を要介護3というふうにして、それで判断をしようという調査方法をとっているようですが、寒河江市の場合、620件のうちに変更したのが60件だったということですがけれども、この中には、痴呆症の方で変更、1次判定が非常に低く出たということがなかったのかどうか。西村山の審査会は非常に公正な判定をしていると思っているわけですがけれども、こういうふうな事例が出て、大変な思いをしているということがないのかどうか、お聞きをしたいと思っております。

それから、ショートステイについてお答えをいただきました。寒河江市で現在ショートステイを使っている方の6カ月の平均利用日数を見ると16.4日だと。介護保険になれば、6カ月で19.8日になるのだから、利用日数の平均としては上回るんだというような市長のお答えでありましたけれども、これは、介護度によって利用の制限があるわけです。ですから、すべての人がこれに当てはまるというわけではないわけで、利用の限度が、要支援の方は6カ月のうちで1週間しかない。それから、介護度1から2の人では、6カ月間のうち2週間しかない、こういうふうな利用の限度があるわけですので、これは必ずしも平均19.8日だからいいのではないかというふうにはならないと思います。要介護1の人であっても、1カ月に1回、1週間のショートステイを受けたいんだという方もいらっしゃると思います。こういう方、今までショートステイを利用したために在宅で何とか介護を続けることができたという方がいらっしゃいます。こういう方々にとっては非常に不自由なショートステイの利用方法になるということだと思います。それに、利用限度額を上回った利用をしようとするれば、これは自己負担をしなければならないというふうな非常に負担感が出てくるわけで、こういうことについても、やはり上限を上回ったものについては何%かの支援をしていくということも必要なのではないかと考えているところです。

また、自立者についても、今の介護保険制度の中では、ショートステイが受けられなくなるわけですがけれども、冠婚葬祭とか、または介護者の病気とか、そういったことで何としてもショートステイを利用せざるを得ないといった方が出てくると思うんですけれども、それについては「状況を見て」という市長の考え方なのですが、やはりこれも介護保険にとらわれずに弾力的な運営ができるように考えていただきたいというふうに思います。殊に痴呆症の方を介護していらっしゃる方----痴呆症の方というのは、身体的な介護というものを必要としない方もいるわけで、そういう方にとっては、介護度が非常に低く見られるわけです。自分で御飯も食べられる、トイレにも行かれる、そして歩ける、手先も十分にきくというような方で、それでもうちの方が年じゅう目を離さずに見ていなければならないというような方、そういう方を介護している方にとっては、もう非常に精神的にもストレスがたまるわけです。ですから、何とか施設に入れてもらいたいという方もいるわけですがけれども、そういう場合でも、家族の方のリフレッシュの期間としてのショートステイというものが今までは認められていたわけですがけれども、それが認められないと、そういう状況が出てくるわけです。ですから、そういったことについては、やはり介護保険と別に、市独自の弾力的な運営ができるようにしていただきたいと、このように思うところです。

それから紙おむつの支給、これは「所得制限を撤廃する。そのかわり所得の区分ごとに実施をしていくんだ」というふうに言われましたけれども、所得額が最高の方でどれぐらいの枚数が支給されることになるのでしょうか。今までよりも支給枚数が少ないというふうになるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

また、ベッドなんですけれども、これも今までどおり無料で貸し出しをするということですがけれども、介護保険の中でいろいろ利用しやすい電動のベッドなんかも出てくると思うんですけれども、無料のベッドでいいと、これを借りたいという方がいる場合には、数が足りなくて貸し出せないということがないように、これをまた補充して希望者全員が借りられるようにしていただきたいと思うんですが、そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、激励金についても「県でこの制度があるから、これも引き続きやる」ということですがけれども、県の制度に市独自の----県の場合は所得の制限があったわけですがけれども、これにまた寒河江市としても上

乗せをしてやるということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、ホームヘルプサービスとか生きがい活動支援事業、ミニデイサービスなんかは、社会福祉協議会の方に委託をしていくというようなこの前のお話だったんですけれども、この委託の形態というものはどのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

自立者支援として重視していくという立場で、寒河江市独自のいろいろな保健事業が行われるというふうに思うんですけれども、やはり今までの質を低下させない、そしてさらに、充実させていくという立場からすると、この委託事業についても、委託の内容をどういうふうにしていくのか。ほかの自治体の例なんかを見ますと、行政からの人の派遣をすとか、またサービスを低下させないための財源の手当ても十分にするんだというようなことを言うておりますけれども、その点、寒河江市ではどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

乳幼児医療費については、県の方に年齢の引き上げ、所得制限の拡大というものを要望していくんだということで、「寒河江市としては現在のところは検討課題だ」というようなことをおっしゃいましたけれども、ほかの自治体を見てみますと、もう既に県の制度を先取りして年齢の引き上げ、それから、所得制限の撤廃というものをやっているわけです。これは、寒河江市でも、少子化対策の一つとしてもぜひ考えていただきたいと思っていますところです。例年に漏れず「検討課題」というのは、いつまでたっても「検討課題」なわけですけれども、これをいつごろまでの間に検討するというような見通しはないのでしょうか。

それから、国旗・国歌法の御質問をいたしましたけれども、これについては、教育委員会の方からはとりたてて強制というような指示は来ていないということだったようですけれども、教育基本法の中では、国旗・国歌については、「国旗・国歌の意義を理解して、それを大切にすんだということを指導しなさい」となっているということなんですけれども、国旗・国歌の意義を理解させるということは、どういうふうなことでこれを教育しているのでしょうか。

国旗・国歌に誇りを持てるという教育をしていくためには、やはりこの国旗の成り立ち、国歌の成り立ち、そういうものも子供たちに教えていく必要があるのではないかと思うわけです。そういう国の歴史、そして、それを学んだところで初めてあの国旗に対する理解、国歌に対する理解、そして尊敬の念、そういうものも出てくるのではないかというふうに思いますけれども、ただ単に国旗・国歌の意義を理解させる、それを大切にすということだけでは、子供たちは納得しないのではないかと思います。そういう意味では、国旗というものは国、そして国民を代表する大切なものだという考えからすれば、やはりいろいろな意見を闘わせてみて、本当に国旗としてふさわしいものはどういうものなのか、国歌としてみんなが誇りを持って歌える歌とはどういうものかということを考えさせていくことが必要なのではないかと思うんですが、そういう点、どういうふうにお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

そして、あくまでも今、卒業式、入学式を前にして歌う自由、歌わない自由、そういうものもきちんと認めてあげることが必要だと思っておりますけれども、「歌わないからあの子はだめなんだ」とつまはじきをするような指導方法ではなくて、やはり歌わない自由もあるんだよということ子供たちに一言言えるような、そういう授業もすべきではないかと思うのですが、その点、いかがお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 何点かのお尋ねがございました。

一般的な低所得階層の方についての手当でございますけれども、寒河江市では、これまで何回もお話し申し上げましたように、法的給付分ということに抑えまして、そして保険料の額を 2,420円ということに低く抑え、それ以外につきましては、市が独自の施策によって対応して、その分につきましては充実し、拡大していくというような基本線の中でやっているということでございますので、この辺は御理解いただいたのではなかろうかなと、こう思っております。いずれにしましても、この低所得者につきましては、法令あるいは条例の中で軽減されるものでございまして、それ以外の対応というものは、先ほど申し上げましたように考えていないところでございます。

それから、利用料の問題でございますが、低所得者の方の利用料につきましては、これを3%に軽減するなどの措置は講じてまいるわけでございます。ただ、「新規の利用者についても軽減すべきではないか」というような話ではございますが、この軽減措置というのは、既に介護保険制度施行前から訪問介護サービスを利用されている方のうち、特に低所得者については、介護保険制度に十分なれるまでの間の特別対策ということで、費用負担額が急激に変わるということを緩和するための経過措置として行われているものでございまして、将来にわたって負担を軽減するというものではございません。3%から段階的に引き上げていって、最終的には本来の負担割でありますところの10%にするものなわけでございます。

それから、新規利用者に対する3%の軽減というのは、制度の本格的なスタートに向けての助走期間とした特別対策の趣旨であると考えておるわけでございまして、したがって、市独自で介護保険制度が施行された後の新規利用者に対しまして軽減対策というものは考えておらないところでございます。

また、特別対策といたしまして、社会福祉法人の独自の取り組みによるところの、新規あるいは継続とも、低所得者に対する利用の軽減対策も検討されておるところでございまして、これにつきましては、事業者としての経営的な面にも関係するところでございます。ですから、社会福祉法人の考え方によるわけでございますので一概には申し上げられませんが、市内の社会福祉法人がこういうことに対しまして実施するということになりましたら、本市といたしましても、必要な助成措置というものは考えていかなければならないのではないかなと、このように思っております。ですから、福祉法人が独自に軽減措置を図ったならば、それに対して市もそれなりの助成措置の対応を考えてまいらなければならないのではないかなと。ただ、福祉法人が実施するかどうかは、その法人次第でございますから、そういう事態が発生したときに十分検討させていただきたいと、こう思っております。

それから、我孫子市の例をとって、痴呆症の方の認定が低く見られておるのではないかなと、特別扱いはできないものかというお尋ねのようでございますけれども、やはりこれは認定の方に、専門家の方にお任せしまして、そして全国一律の基準によるということが公平・公正な見方に最終的につながっていくのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、最終的な審査会のことでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、差が出ないような基準は持ってはおりませんが、国が定めたところの全国一律の基準があるわけでございますので、それらを合議体が遵守しながら、統一した考え方で対処しているということで、公正・公平な認定ができ得るようにと、こういうことではないかと思っております。

それから、ショートステイの利用ということでの再度の御質問でございまして、16.4日というのと19.8日でございまして、限度額から見ますれば、余裕があると思われるわけでございます。そして、19.8日を利用できるような能力も、寒河江におきましては備えているのではなかろうかなと、こう思っておるわけでございます。

さらに、訪問通所サービスというものをショートステイに振りかえ利用ということも可能なわけございまして、その辺は適宜ケアプランの中でサービスが可能なのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、紙おむつでございますが、生計中心者の所得税が10万円未満の場合は月額 8,000円、それから、生計中心者の所得税10万円以上は 4,000円、ですから、1問でも申し上げましたように、所得段階ごとに分けておるわけございまして、所得の多い方には 4,000円、それから所得税10万円未満の方には 8,000円と、このように分けまして支給するというところでございます。

それから、ベッドでございますけれども、市といたしましては無料で貸し出ししますが、古くなって使えなくなったときに補充するのかなという御質問でございますけれども、補充してまいらなければならないかなと、このように思っております。

それから、激励金でございますけれども、まだはっきり県の態度は決まっておられませんけれども、市といたしましては、これまでの考え方で交付していこうかと、このように思っております。

〔持ち時間終了の合図あり〕

また、委託事業につきましても、これまでと変わらないような対応というものを考えておるところでございます。

乳幼児の医療費でございますが、1問で申し上げましたように、いつごろまでというわけではございませんで、検討してまいりたいと、このように思っています。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時 01分
再 開 午前 11時 15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安孫子市美夫議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 私は、緑政会の一員として、質問事項4番について今議会の一般質問をさせていただきます。

初めに、かねてより世界的に心配されていたコンピューターの誤作動による2000年問題が、寒河江市においても、関係者の万全な対策で大過なく混乱もなく正常に稼働されたこと、心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

さて、今、当市は、第4次振興計画のもと、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目標に、「花と緑 せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズにして、豊かで住みよい潤いのあるまちづくりを進めているわけであります。その中でチェリークア・パーク、駅前中心市街地整備事業、チェリーランド、慈恩寺開発など、整備の四つの核とする大きな事業計画に市民は夢と期待を持ちながら、進捗状況の推移を見守っていることと思うのであります。

チェリーランドはほぼ事業が完了し、112号線バイパスの道の駅、河川公園を機軸として、花と緑、せせらぎで囲み、市民や多くの観光客に潤いや喜びを与え、さらには観光と農業を共存させることにより、地域の活性化や発展につながっていることを心から喜びたいと思うのであります。

また今回、山形自動車道の寒河江西川間の開通に合わせての寒河江サービスエリアの落成オープンや、公共用地を先行取得して一部仮換地指定を終え、駅前中心市街地整備事業の起工式がとり行われたことなど、着実に進行していることに心から敬意を申し上げたいと思うのであります。

と同時に、駅前地区の整備事業は、市の21世紀の顔づくりとして、そして玄関口として、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、大きく躍進し、活性化されることに大きな期待を寄せるものであります。

そこで、これからもう一つの核であり、大きな事業であるチェリークア・パークについて提言を述べながらお尋ねをしたいと思うのであります。

チェリークア・パークは、山形自動車道のサービスエリアと、「全国都市緑化やまがたフェア」開催地最上川ふるさと公園、そして民活エリアの3事業一体となった大きな地域興し事業であると認識していますが、今まで県内にも例のない大きなプロジェクトであるために、話題性に富み、市民や地域の方々も大きな期待を持っております。

今回、昨年になりましたが、山形自動車道寒河江サービスエリアが全線開通を待たずにオープンされ、車両通行者の休憩、安らぎ施設としてにぎわい、多くの方々に利便を与えているのではないかとと思われるのであります。これから最上川ふるさと公園、また民活エリアの宿泊施設、レストラン、スパリゾート、飲食店街などが、平成14年度に開催される緑化フェアに向けて建設整備、促進完成されますと、より一層観光客や通行車両などでにぎわい、サービスエリアの機能が十分果たせるのだと思いますが、サービスエリアより民活エリアやふるさと公園、そして一般道路と接続、乗りおりできないとなると、せっかく当地を訪れた多くの観光客も、狭い範囲のパーク内だけの観光で終わってしまい、当市が目指す広い意味での周年農業体験観光や、自然を散策しながら地域触れ合い交流、周遊性を呼び起こす観光から後退をしてしまうのではないかと心配するのであります。現状として、サービスエリアが活気を呈していると聞いていますが、どのような状況か、まずお聞きしたいと思うのであります。

またさらに、さくらんぼ狩りをしたい、最上川舟下りをしたい、アユ釣りやコイ釣りをしたい、慈恩寺、工業団地、市街地に行ってみたいと思い、目の前に目的場所が見えていながら、近くのインターから迂回を

しなければならぬ煩わしさで帰ってしまうということになりはしまいかと心配するものであります。柴橋平塩線、駅南高瀬山線、その他の市道を計画的にチェリークア・パークのアクセス道路として整備するわけでありますから、交流拠点としてのチェリークア・パークがより効率的に利便性が増すためにも、何とかサービスエリア内から一般道路にも乗りおりできる方法、よい策がないものかと思っておりますが、どうなのでしょう。

また、近ごろ旅行者や観光関係業者の話によりますと、かつて観光・旅行は、名所旧跡の見学や大型バス・ガイドつき案内などで見聞を広め、楽しむたぐいが多かったが、気の合う少数友達グループで心をいやす滞在型や、遠くの方とも心を触れ合う触れ合い型観光が多くなり、変わってきていると言われております。幸い皆さんも御承知のように、チェリークア・パーク周辺は、月山、朝日、蔵王、葉山が一望でき、最上川の瀬音を境にしてさくらんぼ、リンゴ、カキ、ブドウの樹園地が連なり、牛舎があるのどかな田園風景も見え、いつでも絵におさまる自然の姿があります。また、落衣の地名由来のとおり、羽衣が落ちたという伝説や、長者屋敷にまつわる言い伝え、平塩熊野神社の舞楽、お塞神様祭りなど、いにしえの生活、文化の足跡を思い起こすことが豊富に点在していることは、皆様も御存じのとおりであります。その貴重な財産をチェリークア・パークを訪れる方々に情報提供しながら、理解していただき、触れ合いを通し仲よく結びつきを深めない手はないと思うのですが、どうでしょうか。

このたび柴橋地区区長会を初め各団体長さんなどが中心となり、生活、文化、芸能などの歴史探索をし、観光マップを作成しようなどという芽生え、動きが出てきております。それはとりもなおさず、これからますますふえる夫婦や少人数グループのマイカー旅行に対応して、利用を楽しんでいただきたいという思いがあるからだと思うのであります。

さらには、地域の果物や特産物をお土産、贈答品として持ち帰っていただき、地域経済をかさ上げする期待もあるわけであります。周遊性を高め、活性化、経済波及効果を推し進めるためにも、繰り返しになりますが、山形自動車道と一般自動車道を結ぶ施設を何とか考えてほしいとの強い要望が聞かれるのであります。

かつて、市や議会においても、経済効果やさまざまな利便性を考慮して、サービスエリアからふるさと公園や民活エリアはもちろんのこと、一般道に接続可能か否かと工夫や検討、研修、論議を重ねた話を聞いていたのですが、当時としては、一般地方道とは違い、インターチェンジ間の距離の問題や料金所、または建設資金問題がクリアできず難しいとのことだったと聞いていたのですが、どうだったのでしょうか。

また、昨年7月31日の山形新聞に「高速道路インターチェンジを追加建設ができる新しい整備方法を12年度より導入する方針だ」という記事を読んだ方が多いと思いますが、それによりますと、インター建設による企業立地などで地域経済、地域づくりの手助けをし、底上げをするねらいで、「地域活性化インター」として位置づけ、考えるという大きな見出しで報道されておりました。

かつて、木の沢、平野山、287号線と山形自動車道の立体交差付近に広域的な第三セクターによる開発インターの建設構想があり、議論されながらも、莫大な建設資金がかかるということで取りやめとなった経過があり、そのためにアクセス道路として金谷バイパスの整備となったことと思っておりますが、今までの地元負担の大きい第三セクター方式では、景気後退の折、めどが立たないということで方針転換をしたという状況かと思っております。

そこで、今後、整備費や管理費を減らすため、既存のパーキングエリアやサービスエリアを一部改造してインターとして使う。また、料金所ですまらず支払いができる自動料金収受システムを活用するなど改善が図られるため、今まで困難であった箇所も何とか見通しができるようになったのではないかと期待するものであります。市長の御見解をお聞きしたいのであります。

なおまた、チェリーランドの完成や緑化フェアを期待するためにさまざまなアイデア、意見が市民から出ているのであります。周遊、さくらんぼ狩り、体験観光、寒河江型複合農業、温泉めぐりなどを手助けする

ためにも、投げ捨てられた自転車を自転車組合などに整備を願い、周遊、散策に利用していただくとか、農家の協力を得ながら、農作業の折など季節ごと田園風景に合致した同一音楽をカセットから流して、常にお祭り気分のまちづくりを進めるなど、ユニークなアイデアもあると思いますが、あわせて市長から御見解をいただければありがたいと思うのであります。

次に、民活エリアのことについてお伺いいたします。

J Aは、民活エリアの中でもトップバッターとして、一番早く総合交流ターミナル起工式が行われました。ホテル、宿泊施設やレストラン、スパリゾート、飲食店などが建設されることを期待してはいますが、地域経済の停滞、観光事業などの伸び悩みのため、民間業者においても設備投資を選別、慎重になっている時世だと思うのであります。そんな中で、J Aが民活エリアの中でもいち早く腰を上げ、施設づくりに取り組んでくれたことは、大変力強い気がするわけであります。中国パールさん初め他の業者の方々、14年度に開催される緑化フェアに向けて計画、プランづくりや資金繰りなどで苦慮しているのではないかと思います。一段の奮起を出し、事業着手に頑張ってくださいたいと思うのであります。

市民はチェリークア・パークに期待が大きく、我々議員にも、民活事業部門にはどのような施設ができ、どのようになるのかなどと時々質問されます。「民活事業であるがゆえに、個々に平成14年の緑化フェアに向けてプランづくりを進め、事業展開に意欲を燃やしているのではないか」とか、また、「民間事業であるがゆえに、企業秘密的な面で公表できないところがあるのではないか」などと話しているわけでありますが、市が提供する一般分譲住宅地などとも違い、チェリークア・パークの総合計画の大きな役割を占めるわけでありますから、できる限り顔の見えるような形で事業展開を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、民活事業といえども個々の事業者と市と調合性を考慮しながら、プランづくり、綿密に計画をしながら進めているのだと思いますが、解約となった土地については、今後の見通しがついているのかどうか、お尋ねしたいと思うのであります。見通しがついていないとすれば、市独自でプランづくりを進める考えがあるのかどうかをお聞きしながら、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

山形自動車道の整備推進は、本市発展の大きなかぎを握るものでございます。昨年、西川インターチェンジから月山インターチェンジまで延伸され、さらに本市待望の寒河江サービスエリアが昨年10月23日にオープンしましたことは、御案内のとおりでございます。そして、サービスエリア内に全国で初めての第三セクターによるサービスエリア施設である、サービスエリア休憩施設が設置されたわけですが、その利用につきましては、高速道路を利用する車の通常17%のところ、ここ寒河江サービスエリアについては25%程度の利用率となり、予想をはるかに上回っている状況であります。その結果、全体入り込みは、オープンから1月までの推計で約13万人の方が訪れており、嬉しいものとなっております。

次に、サービスエリアから市道に将来も乗りおりできないかということでございますが、これはそもそも難しい施設の設置であるわけございまして、「寒河江ハイウェイ・オアシス基本計画」の中でサービスエリア内にUターン構想が検討された経緯がございまして、これまで事あるごとに国や道路公団に要望してまいりました。しかし、Uターンにつきましては、現状の高速道路を取り巻く環境の中で実現することは、甚だしく難しいとのことございまして。

しかし、一方、国におきましては、お話がございましたけれども、高速道路に対する利用者のニーズが高まる中で、平成10年6月に高速自動車国道法の一部が改正されました。その内容というものは、高速道路との連結制限が緩和されることとなり、背後地の商業施設やレクリエーション施設とを直接結ぶことが可能な開放型インターチェンジを設けることができるようになったものでございます。最近こうした国の施策の流れから、現在、市、国、県、道路公団等関係機関による「寒河江サービスエリア施設活用検討委員会」というものを組織いたしまして、Uターンにかかわる開放型インターチェンジの設置について研究、協議を進めているところでございます。平成14年には「第19回全国都市緑化フェア」の開催が決定されておりますので、ぜひこの場所にサービスエリアから市道に車両が出入り可能な開放型インターチェンジ整備を今後とも国、県、道路公団等に設置の実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

また、チェリークア・パークを取り巻く周辺施設を利用するための自転車などの利用はどうかというような御提案でございますが、開発事業者で構成しておりますところの「寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会」におきましても、東西1.6キロメートル、公園と民活エリアの総面積が41.8ヘクタールの広大な面積を利用する人の利便性ということを図るためにも、自転車の貸し出しやら、あるいはカートなどの導入の話が出ておるところございまして、これらのことについては、今後の課題としてまいりたいと考えております。

次に、民活エリアのことについてのお尋ねがございました。

民活エリアのこれまでの進捗状況につきましては、10年6月議会におきまして、民活エリア用地の分譲契約について議決をいただき、昨年の4月までに9社に対し所有権移転登記を済ませ、土地の引き渡しを行ったところでございます。その後、10年11月には、「全国都市緑化やまがたフェア」の開催決定を受け、チェリークア・パーク内の最上川ふるさと総合公園が主会場に決定したものでございます。市におきましては、周辺のアクセス道路やライフラインの整備を進めてきましたが、県においても、平成14年の緑化フェアに向け、急ピッチで公園整備が行われているなど、一段と周辺整備に拍車がかけております。

民活エリアの今後の進捗状況についてでございますが、この2月に開催されました「民活エリア開発推進連絡会」におきまして、各事業者の進捗状況についての意見交換が行われ、その中で、民活エリアの各事業者においても、全員が統一した意思のもとで、遅くとも平成14年の「全国都市緑化フェア」までには一斉に

立ち上げるということが確認されたところでございます。

各事業者の状況についてであります。現在建設中であり、さがえ西村山農協の総合交流ターミナル施設につきましては、平成12年3月末完成予定であり、4月にはオープンする予定でございます。

「ホテルシンフォニー」についてでございますけれども、ことし春に着工し、13年中の完成予定で事業が進められることとなっております。

以上の2社以外の各事業者につきましては、現在、施設の内容の検討や基本設計並びに実施設計に入っている段階と聞いております。平成14年の春の完成を目指しているところでございます。各社の内容につきましては、詳細については明らかになっておりませんが、これまで説明してまいりましたように、旅館、ホテルといった宿泊機能、温泉を利用するところのスパ機能、そして、地域の物産販売あるいはレストランといった三つの機能をこの民活エリアに設置するという基本的な考え方は変わっておりません。その中で、各社おのこの検討がなされているということでございます。

さらに、民活エリア内の現在未定の2区画についてでございますが、御案内のように、厳しい経済状況であります。県内はもとより県外からの問い合わせ、引き合いもございます。しかしながら、まだ誘致決定に至っていないところでありますが、前向きに検討していただき、より早い時期に誘致できるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

したがって、現在、市独自で施設をつくるという計画はないところでございます。あくまでも民間の御協力を得ながら、活力のある地域経済に寄与する民活エリアを実現させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 6番安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 ただいまは市長から具体的に、詳細に説明していただきまして、本当にどうもありがとうございました。先ほど申し上げましたけれども、インターチェンジの件につきましては、「市でもUターンからさまざま検討しながら、今後建設省の変わった構想に対して積極的に陳情していく」というふうな力強い言葉をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

常々さくらんぼの季節なんかになりますと、寒河江のインターが混んで、日曜日なんか須川、山形方面まで連なるなどということがあるようでございまして、やはり観光地、商売というふうなものは、玄関口が二つ、三つあってもいいのではないかと私は思うわけでありまして、市に入るインターチェンジが一つだけでは、私は寒河江市では足りないなというふうに常々思っておったわけでございました。そんな中で、今回新しい手法による開発ができるようになったということを新聞で見たとき、やはりチェリークア・パーク内にぜひひとつ寒河江市で頑張っていたきたいという考えを持っておった次第でございまして。寒河江市は、市長を初め行政の皆さん、駅舎を移転させるようなすばらしい力があるわけでございまして、何とか資金も莫大にかかるだろうというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思う次第でございまして。

次に、民活部門、先ほど市長からお話がありましたように、14年度の緑化フェアに向けて着々事業者が準備をなされておるといふこと、本当に力強いわけでございますけれども、私も質問するに当たって、民活事業でございますので、やはり個々のプラン、計画、青写真というものは公表できないのであろうなというふうにも思っております。その中で、「相手がプールをつくれれば、私の方は温泉」ということで、相互、相見合うような形には商売はなりません、やはり補完するような形で商売をやっていくということかと思っておりますので、独自のプランを一生懸命立っているのではないかなというふうに私も今、思っているところでございまして。そんな中でも、市が求める民活像というんでしょうか、プラン像ということもあると思っておりますので、ひとつ連携を保ちながら頑張っていたきたいというふうに思う次第でございまして。

先般、私、白岩の老人福祉センターを見せていただきました。先ほど私、市長に「残ったというか、返却された二つの場所を市独自で使う気持ちはないか」というふうなことを質問しましたけれども、今後とも民活として一生懸命、仙台やほかの部分の方にひとつ求めていくということでございますけれども、今、やはり健康を大切にしながら温泉、プールを利用しながら体づくりをするというふうなことが盛んに行われているわけで、白岩の老人福祉センター、屋内ゲートボール場などでは、本当に90歳になる方、元気ではつらつとやっておったわけで、そういう施設なども独自で市でつくれるものだろうかかななどということを思ったりもしておった次第でございまして。いろいろ資金もかかるわけでございまして、そんな施設を、ひとつ民活部門にも市の意向を伝えながらつくっていただければすばらしい施設になるのではないかなというふうに願っておる次第でございまして。

そんなことで、一応私の2問を終わらせていただきたいと思いますけれども、今後とも市長を初め行政の皆さんにひとつ頑張っていたきたいというふうに思う次第でございまして。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時46分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、通告してある内容に深い関心とさまざまな疑問や不安を抱えている多くの市民の声を代表し、質問いたします。

通告課題について、市長並びに関係当局の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、通告番号5番、新農業基本法について伺います。

昨年7月12日、「食料・農業・農村基本法」が成立、制定により、寒河江市においても新基本法に定められた理念、施策の基本方向を具体化する作業が進められていると聞いています。

新基本法の第3条から第5条までの基本理念（多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農業の振興）は、農政の国際的枠組みや国民のニーズにこたえるとして、農産物の輸入自由化の容認など、幾多の問題も含みつつ農地の環境保全の役割の評価など、一定の今日的課題にこたえています。

一方、平成12年度の市長の施政方針、運営の中では、「寒河江型農業の推進、農業者が自信と誇りを持てる農業を推進していく」としています。

戦後、食糧不足による食糧増産のために農業を志す人々は、中山間地に入り、山すそから地形に沿って、等高線を刻むようなさまざまな曲線を描いた水田や畑を耕し、農村集落を形成し、共同体で国土の管理者として、また、食糧増産に大きな貢献をしてきたことは、皆さんも御存じだと思います。

農業は、農産物を生産するだけでなく、水田や畑を耕すことにより、水資源を守る一方で、洪水を防止したり、土砂災害を防ぎ、国土保全にも大きな役割を果たしてきました。

そのほか、農業者を含めた地域住民が生活の場で農業を営むことにより、農業の持続的な発展があり、生産条件の整備、生活環境の整備、また福祉の向上など、その振興が図られるものだと思います。こうした観点から、農業や農村の役割と効果について、平成10年度に農林省が、金額に換算した試算では6兆8,000億円となっています。

さて、本市の農業実態は、昭和44年度より減反政策がスタートと同時に、農業を担ってきた方々を初め、若い後継者も第2次・第3次産業に就労を移行するようになり、農業従事者は年々減少し、寒河江農業振興地域整備計画書によれば、農業を主体とする第1次産業の総就業人口に占める割合も、平成2年度は17%、平成7年度では14.3%と減少し、さらに、17年度推計では11%に減少すると予想されています。

また、他産業と違い、高齢化が急速に進んでおり、平成9年2月に出された「山形県農業基本調査」では、農業従事者の中で60歳以上の比率が69%と驚く数字になっております。

この数字と比例するように、本市の中山間地の荒廃農地は、平成9年度の農業基本調査によれば56ヘクタール、耕地面積の6%となっており、7年度の農業センサスとの比較では1.3%も増加しております。現在の中山間地域での農業状況を見ますと、農業従事者の高齢化、後継者不足、他産業への就労などの進行や機械の大型化によって、小規模農家にとっては耕作しにくい状況もあり、また、安定的な農業所得が確保できない等々、多くの問題を抱え、利便性の高い土地だけが利用され、効率の悪い中山間地の未整備農地は特に荒廃が進む原因にもなっています。

こうした状況を受けて、特に中山間地域の農業の展望と後継者対策について、以下、市長に伺います。

本市の現況は、農業従事者の減少や、後継者が育たないといった状況が続いています。これらは、今後も急速に進むことが予想され、大きな社会問題化しつつあり、本市のマスタープランでも課題として触れられていますが、市長は具体的にどのような対策を考えているのか、伺います。

次に、中山間地域に新たに導入される直接支払い制度について伺います。

本制度の導入の目的は、「高い公益的機能を有している中山間地域の耕作放棄地の増加を防止すること」とされています。国民食糧の生産基盤である農地の荒廃が加速する中、政府はようやく中山間地域の農地に新たな直接支払い制度導入に踏み切りました。生産、管理条件が不利なゆえに荒廃が進む現在、条件不利の補正を行うことによって農地を維持し、公益的機能を確保していくという理論づけがなされています。条件不利地域対策の具体化には多くの関係者が注目してきました。

ところが、具体化が進むにつれ、国は、急傾斜地を中心とした1ヘクタール以上の「面的なまとまりのある農地」など、幾重にも条件をつけ、対象を狭くするように腐心してきました。生産を維持し、農地の荒廃を食いとめるには、条件不利地域のすべての農家と農地を対象にすべきであります。

また、耕作継続の協定条件が農家の過大な負担にならないように十分配慮し、実施すべきで、現在進めようとしている国の施策では、該当農家や農地がなくなるとされています。現に市内で開催された地区の説明会などに参加した農家の方々の意見としては、余りにも制約が多過ぎて不安と負担でやる気が起きないという声が圧倒的であります。新聞の報道を見ますと「この第35条の要件が大きな問題だ」と指摘されているのであります。

このことから、地域で出された問題点、矛盾などを取り上げ、国の制度の改善を求めていくべきであります。このまま制度がスタートしても、ごく一部の農家しか対象にならないことは明らかです。この制度の趣旨である農地の公益機能も発揮されないばかりか、新たな選別により耕作放棄地がさらに増加が予想されます。農家の多くは、この新たな直接支払い制度に大きな不満を抱えています。

こうした状況を踏まえ、市長は独自の施策を持って対処すべきと思うが、この制度について市長の考えを伺います。

次に、荒廃農地対策について伺います。

今まで述べてきたように、本市でも荒廃農地が年々増加しております。市でも、農地としての再生や適正な対策をとる必要があるとしていますが、これまで何の対策もとらず、農家任せで見ても見ぬふりをしてきたのが実態であります。

こうした状況の中で、荒廃農地が洪水を誘発し、大小の災害を各地で引き起こしています。最近の例では、2年前の田代地区での大雨による土砂災害がありました。

こうした現状を見ますと、一刻も早く荒廃農地対策を急ぐべきですが、先ほどの厳しい条件を考えると、今回の直接支払い制度に荒廃農地を該当させるのは大変難しいことと思います。今後は、こうした荒廃農地を国土保全、多面的機能を推進するために、市独自の農林業振興対策を強化すべきだと考えます。

私は、検討する課題として、周辺の耕作地との問題もありますが、荒廃農地を森林に戻す施策を検討すべき点と、畑地の活用については、「山村市民農園」を行政が窓口になり推進してはどうかと考えます。この2点を拡大推進するならば、荒廃農地の再生にもつながると考えます。このことをぜひ検討していただきたいと思います。市長の考えを伺います。

次に、通告番号6番、高齢者支援について伺います。

全国的に高齢化率が高まる中、山形県の高齢化率が21.8%で全国第4位となっています。本市の高齢化率は21.4%と、高齢化が着実に進行し、平成16年の推計では23%と予想されていますが、現実の社会はまだまだ高齢者にとって不便なものになっています。

高齢者が居住地域で感じる問題点について総務庁が調べた結果、第1に医院や病院への通院の不便さ、第2に日常の買い物に不便、第3に交通機関が使いにくいなどの指摘が多く出されております。こうした問題に対し、周辺の自治体では、高齢者などの交通弱者の利便性を確保するために、「市民循環バス」、「福祉バス」、「買い物バス」など多面的に運行がなされております。

本市議会においても、同僚議員からこれまでいろいろな角度から提案、要望が出されていますが、いまだに実施されず、高齢者からは不満の声が続出しています。

さて、昨年6月議会で一般質問で取り上げましたスクールバスの多目的利活用の問題のその後について伺います。

あの際、教育委員長は、「今後研究してみたい」と答弁されました。田代、幸生地区の生徒数も十二、三名であり、住民の方々の乗車スペースが十分可能であります。また、試行として、送迎時間帯の利用のみに限定して地域住民に開放するならば、これまでの学校での多目的利用に支障なく進めることができます。

当局におかれましては、地域住民の立場も踏まえ、ぜひ実施していただきたいのであります。教育委員長に研究結果について伺います。

以上、市長並びに関係当局の誠意ある答弁を期待し、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、新農業基本法の推進についてでございます。

輸入農産物の増大、産地間競争の激化、それに伴う農産物価格の低迷というように、農業をめぐる情勢というものは大変厳しいものとなってきております。とりわけ、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少による担い手の減少というものは、農業生産面だけではなくて、農地保全の面からも大きな問題であると認識しております。

本市におきましては、これまで新規就農者の園芸施設等の整備を支援する「先進的農業後継者育成事業」というものを市独自に実施してきたほか、所得の上がる農業の実践が後継者の創出につながるという考え方から、有利な補助事業の活用を図りながら、所得の上がる農業の実践を推進してきたところでございます。そのことにより、バラのハウスやさくらんぼの加温ハウスなどを整備した農家の中には、他産業従事者には負けない所得を上げ、しっかりと後継者を育てている方がおります。

また、担い手の中核となる認定農業者につきましては、このほど平成6年に最初に認定を受けられた方々が更新時期を迎えました。それで、再認定を受けたところでございます。同じように更新時期を迎えた他市町村においては再認定率が大変低かったわけですが、本市においては、実に85%の方が再認定を受けられました。このことは、本市の認定農業者の方々には元気があり、農業に希望を持っていることのおかげであると思っております。市では、この希望がかなうべく、できる限り支援していく考えでありますし、今年新たに誕生する3名の新規学卒就農者の方々につきましても、農協や普及センターなどの関係機関、団体と連携を密にしながら大事に育てていき、担い手の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

この新規就農者の方々からは、先ほど申し上げました「先進的農業後継者育成事業」に積極的に取り組んでいただくとともに、国、県の就農準備資金やら、あるいは経営開始支援事業などを活用しての経営安定のための基礎固めをして、そして集落の中核的農家として育てていただきたいと、このように思っております。

今後の新規就農対策といたしましては、今申し上げましたような支援を引き続き行うとともに、新たな制度の創設ではなく、これら既存の制度の十分な活用を推進していきたいと思っております。

それから、中山間地域の新規作物の導入のことにつきましては、平成8年に造成した「中山間地域活性化推進資金」というものがあるわけですが、それを活用しながら、これまでタラの芽栽培などを推進してきたところでございまして、平成12年度におきましても、ウルイや花木の新規作付を図っていく計画でございます。

また、これら作物の作付拡大につきましては、中山間地域の特色を生かしながら、平成12年度からの直接支払い制度やら、あるいは「山野の花木、四季のオーナー制度」と、こういう制度ができましたけれども、それから、グリーンツーリズムなどと有機的に関連させながら、新しい中山間地域農業の方向性というものを探していきたいと考えております。

次に、直接支払い制度のことについてのお尋ねがありました。

御案内のように、この直接支払い制度というものは、昨年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」の目指すところの農業、農村の持つ多面的機能の発揮、つまり国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を維持していくために、農業生産条件の悪い中山間地域の不利を補正することを目的としたものでございまして、日本の農政史上初めての直接払いという手法を用いたものでございます。そして、本制度導入に際しての国の基本的考え方といたしましては、その必要性や制度の仕組みについて広く国民の理解を得るとともに、単なるばらまきではなく、明確かつ客観的基準のもとに、透明性を確保しながら、5年間の対策として実施することとしたものでございまして、御案内かと思います。

本市における対象地域は、特定農山村法で指定されている白岩、高松、醍醐地区と、これに準ずる地域と

して県知事が指定する地区となっております。対象となる農地は「農振農用地区域内の一定の基準以上に傾斜が急な農地で、1ヘクタール以上の面的にまとまった農地」としているところでございます。「一定の基準」というのは、御案内かと思えますけれども、急傾斜地農地としては田で20分の1以上の傾斜があること、畑では15度以上の傾斜があることとなっており、緩傾斜農地としては、国で示したガイドラインでは、田で100分の1以上の傾斜があること、畑では8度以上の傾斜があることとなっております。

傾斜度や面積の制限をなくしてすべての農地を対象というような御指摘でありましたが、中山間地域のみを対象に国民の税金を使って直接所得補償を行うわけでございますから、単なるばらまきではなく、一定の基準を設けて実施することがやはり必要ではないかと考えます。今回の対策は、平成12年度から5カ年間の期間で実施されますが、制度導入後も国の中立的な第三者機関による実施状況点検やら、あるいは政策効果の評価などを行い、基準等の見直しもあり得るということでございますので、とりあえずは国で示した基準で実施してまいりたいと、このように思っております。

次に、荒廃農地の利活用でございますが、これを森林に戻すところの施策を設けてはどうかというようなことが主たる御質問のようでございました。

市内の耕作放棄地につきましては、現在、農業委員会で調査し、集計しているところでありますが、平成9年の本市の中山間地域における耕作放棄地面積や耕地面積に占める割合については、さきの12月議会において56ヘクタール、6%と申し上げたところでございます。このたびの直接支払い制度においては、既に耕作放棄地となっている農地についても、5年の間に農業生産活動を復活することを条件に支払いの対象としておりますが、こうした農地は、条件も悪く、現時点では耕作者もいないところでありますので、集落協定を結んで一般的農地として取り組んでいくことはなかなか難しいものであります。このため、直接支払い制度では、条件の悪い農地を「限界的農地」として林地化することを認めており、支払いの対象としております。ただし、隣接農地に悪影響を与えないよう、適切な管理を行わなければならないことは当然のことでございます。

今、実施しております集落説明会においては制度の基本的部分の周知が目的であり、説明は概略的にとどめております。このため、林地化については触れておりませんが、今後の集落協定締結に当たりましては、個別説明会というものを開催し、1団の農地ごとの具体的、個別的な事案につきまして、集落の方々と検討していくこととなります。その際には、限界的農地の林地化も含めた中で検討していくこととなります。

そのほか、林地化に係る事業としましては、苗木の植栽や施肥等の作業を対象とした「特殊林地改良事業」、それから漆、桐、竹などの特用樹林の造成を行うところの「特用林産地域振興整備事業」などの林地化のための施策が準備されておりますので、そういったケースが発生しましたら、これらも含めて検討していきたいと思っております。

それから、荒廃農地というものを「市民農園」に再生してはというお話もあったようでございますが、市民農園につきましては、現在、農家の方々の御協力をいただいて、西根、南部地区の2カ所において約80アール、119区画で実施しており、農地を持たない人々から好評をいただいております。区画数については、現在の数でちょうど間に合っている状況ですが、希望がふえれば隣接地に増設できる態勢としております。

この中山間地域の耕作放棄地についてでございますが、そうしたところは一般的に傾斜がきつかったり、不整形であったり、また遠距離であったりと、条件が悪いところが多いものでございます。市民農園として開設できるかどうかは疑問のあるところであろうかと思えます。ただ、その中でも条件のよいところというものをグリーンツーリズムと関連づけての利用法なども考えられますので、今後研究してまいりたいと思っております。

私の方からは以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 高齢者支援について、スクールバスの多目的活用検討結果についてお答えいたします。

スクールバスは、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつへき地及びへき地に準ずる地域における教育条件の特殊事情を考慮して、へき地の児童生徒、及びへき地に準ずる地域における学校統合に伴う遠距離通学児童生徒の通学のための疲労度を軽減するため、国の補助を受け、整備されております。本市でも、陵西中学校に通学する幸生地区と田代地区の生徒のために配置しておりますことは、御案内のとおりであります。

スクールバスの住民利用への拡大ということですが、これまでも申し上げておりますが、その利用に当たっては、児童生徒の利用に支障がないこと、安全面で万全を期すよう配慮すること、運輸省陸運支局の承認手続が必要なことなどの課題があります。これらの研究結果について申し上げます。

児童生徒の利用の支障がないことについてであります。スクールバスの運行については、これまで申し上げますが、生徒の通学のほかに学校の部活動、幼児教育の振興の一環として計画される幼児学級の交流会、小・中学校交歓音楽会、小学校陸上競技大会、水泳大会など、学校教育活動で多目的に利用しております。通学以外の利用回数は、平成10年度で述べ回数 112回、平成11年度は約 120回の利用見込みになっております。さらに、平成12年度からは、総合的な学習の時間への取り組みによる郊外活動での利用がふえ、学校活動における多目的な利用が増加するものと考えております。

また、スクールバスの登下校の運行での問題について申し上げますと、登校は午前7時30分、下校は午後5時30分の出発で計画されておりますが、通常どおり運行できる場合と、総合的な学習の取り組みや学校の授業、行事、部活動等の関係で、登下校の運行時刻を急に変更しなければならない場合がございます。このようなことになると、バスを利用しようとする高齢者の方に迷惑をかけ、住民サービスとは逆の結果になることも予想されます。

次に、安全面の確保について申し上げますと、朝夕の通学時に生徒と一緒に高齢者の方を同乗させることができないかとのことですが、高齢者の方を同乗させるには、これまで以上の安全確保が必要と考えております。現在の運行は民間の個人の方に運行を委託して、1名の運転手の体制で運行しております。高齢者の方を同乗させ、その安全を確保するには、運行業務を委託している運転手1名の体制では不十分であると考えているところです。

次に、スクールバスに高齢者の方を同乗させる場合について、運輸省山形陸運支局から指導いただいたことについて申し上げます。

スクールバスに無料で乗車させる場合は、自家用車扱いの利用となるため、不特定の人が乗車することになる場合には許可にならないとの指導をいただいているところです。

また、有料で乗車させる場合には、路線バスとスクールバス路線の重なる部分があるときは、その路線バスを運行している運行事業者の承認を得て、陸運支局から有料で営業する許可を得る必要があります。さらに、有料で運行する場合には、運行業務を委託する方についても営業の免許を持っている事業者へ委託することが望ましいとの指導をいただいているところです。

一方、高齢者支援という視点から考えますと、市内には路線バスがない地域が多くあり、この問題は、市の全体的な計画の中で考えていくべきものと考えております。

以上のことから、スクールバスを高齢者の方の利用に拡大することは、現段階では難しいものと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 いろいろ答弁、ありがとうございました。

農業従事者の問題なんですけれども、先ほど市長の方から答弁がありましたけれども、再認定農家が85%ということなんですけれども、実質、認定農業者が減っている状況がありますね。これはやはり高齢化が進行しているような状況と私は思っております。ですから、もう少し具体的にいろいろな施策をきめ細かくしていかないと、農業に対する意識が薄れていく傾向があると思います。ですから、私は考えているんですけれども、小学校、中学校の生徒あたりも含めて、農業に対するいろいろな取り組み方、そういうものを教育の場で指導していくべきではないかと。私はそう思っているんですけれども、この辺も市長から具体的にどうなんだか、お聞きしたいと思います。

そのほかに、今、認定農家、あと農業後継者に対していろいろな施策をやっておりますけれども、なかなか山間地の農家に対するきめ細かさが出てこないと私は考えているんです。特に栽培する品目についてなんかは、今、減反政策がずっととり行われている状況の中で、大豆とか、麦とか栽培するような確立した減反政策を行っていますけれども、これを果たして山間地域のひどろ田のような場所に栽培できるのかということを見ると、非常にハンディが大きくて、最高で、減反奨励金というんですか、共補償を含めて7万 3,000円ぐらいなんですけれども、これが実質最低の1万 3,000円ぐらいの形になると思います。これではやはり荒廃農地がふえていくし、農業後継者も年々減っていく状況になると思います。ですから、減反政策も特に必要なんですけれども、本当の基盤整備とか、そういうふうになった地域ではきちんと減反はできるんでしょうけれども、山間地の農家に対してもう少し減反する範囲を狭めてもらって、もう少し検討していただきたいと思います。

次に、直接支払い制度についてなんですけれども、今、市長からも答弁がありましたけれども、国の制度で実施をしていくんだということでありましたけれども、実際、私もこの説明会に参加した経過を持っております。22名ほど私が行ったところで参加した方があります。大体70歳平均の方がほとんどなんです、参加者は。その中でいろいろ話を聞いてみますと、やはりこの1ヘクタールの面的にまとまった面積とか、あと傾斜角度とかいろいろな面で制約があり過ぎて、なかなか意欲が出てこないというのが実態であります。ですから、こういうものも市独自である程度緩和をするべきではないかと思っております。実際、その場で話を聞いたんですけれども、50アールぐらいの田んぼとか、30アールとかそういう沢々に面している土地が結構、田代・幸生地区に入っていきますとあるんです。もう少しそういう実態を農業委員なり、そういう関係者からいろいろ聞いて検討していただきたいと思います。なかなか規制を緩めて市独自でやるというのは不可能かと思っておりますけれども、何らかの手だてをししないと、荒廃農地がどんどんふえていく状況にあります。ですから、これをもう少し検討していただきたいと思います。

それから、荒廃農地のいろいろな対策も市独自で研究しているようなんですけれども、私どもも、特に山間地に入りますと、山菜とりだのなんなのって行ってみますと、年々荒廃農地が下がってきております。ですから、このために、第1問でも質問しましたけれども、今現状の棚田状態で荒れ地が相当あるんです。そういうところにいるいろいろな木を植栽したり、管理面にもう少し手を加えることによって、やはり森林的な再生も可能になってくると思います。ですから、これをもう少し具体化していただきたいと思います。

それと、私、提案したんですけれども、市民農園について、今の寒河江の市民農園は区画が一通り埋まっている状態で、そういう新たな要望はないような話もしておりますけれども、実際、行政がある程度取り組めば、中山間地のあいている畑地を利用できるような人が大勢出てくるのではないかと思います。「田代、幸生は条件が悪くて、交通の便が悪くて」と市長はおっしゃいましたけれども、確かに便は悪いと思います。20分ぐらいかかりますから。この辺は、やはり観光型農園づくりというか、そういうものを指導してもら

ことによって農地が生きてくると私は思っております。ですから、これはもう少し前向きに検討してもらいたいと思います。この辺ももう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

あと高齢者支援について、先ほどのスクールバスの利活用について答弁がありましたけれども、実際答弁の中身は大体わかりましたけれども、この前、私たちが静岡に行って具体的にいろいろな問題を提起した中で資料もお上げしております。ですから、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

スクールバスの利用について前から「多目的利用をしているからなかなか無理なんだ」という一方的な話がありますけれども、私の第1問の質問では、やはり朝晩だけでもということでは、それを多目的、多目的と、多目的利活用だけに集中しているような話なんですけれども、これは違って朝晩だけということで限定して今回は私は質問しておるんです。だから、その辺ももう少し検討していただきたいと思います。

そして、安全対策なんですけれども、安全対策にこだわればきりが無いんであって、これは朝日町の例なんですけれども、59年度からこのバス運行をしております。これは条例をつくってきちんとやっているんですけども、規則はほとんどありません。そして、安全上どう問題があるかと、いろいろ私も直接行って聞いた経過もあります。そうしますと、これまで一切いろいろな問題はなかったということで、今、朝日町では2路線走っております。そして、私どもと同じように、送迎のみの運行になっております。それと、料金の問題ですけれども、これも無料でやっております。これも、教育委員会の方では、実質調査済みだと私は思っております。ですから、何で寒河江市だけがこういう簡単なことをやれないのか、ちょっと私は疑問に思っております。やはり、教育委員会だから、高齢者支援するのは、ちょっと理屈に合わないのではないかという考え方を持っているのではないかと思います。その辺ももう少し角度を変えて何とか前向きに検討してもらいたいと思います。

こんな状況で教育委員会と話をしてもあれなんですけれども、市長は、この問題について、高齢化支援について具体的にどう考えているのか。市長からも御答弁をいただきたいと思います。

第2問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 農業の大切さというようなことを小学校、中学校の子供の時代から教え込んで、そしてまた将来ともその地に根づいて農業をしていくこと、こういうことが好ましいと、そのとおりだろうと思えますし、そう願って自分の土地を守っていこうと、あるいは農業生産に従事していく子供が育つことが望ましいわけでごさいます、そんなことから市の方で副読本、小学校5年生だったですか、「農業副読本」というものをつくって、そして地域農業についての勉強をしていただいております、こういうことでごさいます。

また、農業に親しむということでのいろいろ学校単位に、あるいは父兄と一緒に農作業に従事するという、あるいはまた農村に伝わるころの民俗行事に参加するというで農村に親しみ、農業を愛するような児童というものを、子供のときから育成していくと、こういうことが必要だろうと、このように思っております。

それから、中山間地における栽培品目のことでごさいますけれども、減反地域についての栽培品目も大分変わってきておるわけで、御案内かと思えますけれども、大豆とか、麦とか、あるいは飼料作物というような方向に変わってきて、その方に対しての減反補償というのが打ち出されてきておるわけでごさいますので、今言ったような作物を栽培することが、中山間地の土地において本当に合うか、合わないのかということ、減反しなければならぬかということは、やはり地域の方が一番知っておるわけでごさいますので、その辺は関係者の中で十分議論していただいて、中山間地の農地の有効利用というものを図っていただかなければならぬと、このように思っております。

それから、直接払いでごさいますけれども、市独自で緩和するといいますが、制度の仕組みというものを変えて補償をもらったかどうかと、こういうことでごさいますけれども、これはできないのではないんですかね。対象地域なり、それから、対象行為というものも決まっておりますし、対象者というものも決まって、これだけの限定された基準があるわけでごさいますから、それに従ってデカップリングといいますが、直接払いのお金がちょうどできるということでごさいますから、これは市独自で緩和するということにはならないのではないかなと、私はこのように思っております。

これには、「知事が特に必要と認める地域」とありますけれども、「必要と認める地域」にいたしましても、地域指定した農地にいたしましても、これは柴橋地区の方の分野を示しておるわけでごさいます、これにも緩傾斜農地というような基準があるわけでごさいますので、市独自で、市長単独でできる筋合いのものではないのではなからうかなと、このように思っております。

それから、棚田の方に森林再生化あるいは別の作物化と、このようなお話がございましたが、先ほど第1問でも答弁申し上げましたように、「山野の花木、四季のオーナー」というような制度があるわけでごさいます、四季折々の花材となるところの山野の花木というものを栽培し、季節ごとに会員のもとに届ける事業と、こういうものでございます。そして、これを遊休農地の解消とか、あるいは山間集落の活性化、あるいは都市農村交流の促進と、こういうものに結びつけようという制度でごさいます、市といたしましても、この制度に手を挙げているわけでごさいます。採択になるか、これからではございませけれども、こういうところに手を挙げて、幾らかでも中山間地の有効利用、あるいは自然保護、あるいは都市との交流とか、こういうものに結びつけられればいいのではないかなというような気持ちでおるわけでごさいます。

それから、農村公園の話でごさいますけれども、先ほど非常に難しい話をしましたんですけれども、非常に不便なところにあるわけでごさいます。まずは農家の方々が使わないところの中山間地の田んぼでごさいますから車だつて大変なことだろうと。都会の人がそこに行くということになりますと、かなりの負担を伴うだろうと、こう思います。それはそれなりにいいところもあるかと思えますけれども、そういう意味におきましては、よほど計画的に考えていかないと、これは計画倒れになってしまうというようなこともある

のではなからうかなと。

そして、ただ田んぼを生かせばいいというわけではございませんでして、それなりにそこに行くと眺めがいいとか、あるいは景観が非常にすぐれておるとか、あるいは清らかな清水がわいておって憩いの場所になるとか、あるいは隣とか途中で観光資源があるとか、そういうものといろいろ結びつけていかなければ、ただあいたところだから、そこを開放して農園というところまでには進まないのではなからうかなというような気がしておるわけでございます、いろいろ知恵を出し合っていかなければならないと、このように思っております。

あとは、教育委員長が答弁申し上げたことについて市長に対しても聞かれたわけでございますけれども、教育委員長が考えていらっしゃることでございますから、まずは教育委員長にお任せしてと思っております。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 ただいま静岡の例をとりまして、寒河江市の場合、もっと前向きに検討すべきだというふうな御意見を伺ったわけですが、1問に対するお答えの中でも申し上げましたとおり、おおよそ3点からの検討をやって、現段階では無理だというふうな結論を出したわけです。

第1番目の朝夕だけでも、最初、そういうふうなお話でしたけれども、実際利用するということになりますと、高齢者にとって朝7時半に出て夕方5時半というふうなことになる、非常に御不便を逆におかけするような結果になるのではないかという心配もしております。また、先ほど申し上げましたように、教育活動の中で事前に午後の時間帯を変更するなんていうことがわかっている場合は連絡することが可能なわけですが、当日になってという場合、やむを得ざる場合も出てくるというふうなこともございまして、大変難しいのではないかとということが第1点でございます。

また、第2番目に、何といってもやはり安全に対する配慮でございます。今の民間の人1人に運転を委託しているというような現状では、安全策としてはどうも心もとないと。補助員のような形をつけると、高齢者を乗せるという場合になりますと、そういう必要性も出てくるのではないかと。心情的には乗せたいという気持ちは十分あるわけですが、やはり安全対策というものと。これは個人対個人の場合もそうですが、よく事例としてありますけれども、親切心があだになるような結果になる場合だってあるわけです。ましてや個人対公というふうになりますと、責任問題等が必ず出てくると考えざるを得ないということでございます。

また、高齢者支援という立場からしたら、もっと大きな視点から、市全体の問題として考えていくべきではないかということ、その3点からでございます。

前向きに検討というようなことなわけですから、現在のところ、そういったことから、先ほど委員長がお答え申し上げましたような結論になったということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、農業、直接支払い制度の中身でいろいろ市長は独自でやれないということを思っておりますけれども、これも国あたりで規制をもう少し緩やかにしてもらうような制度をつくってほしいということで、国に対してもどんどん要望を出していただきたいと思います。でないと、この前新聞に出ていたんですけれども、長野県あたりの自治体では、やはり該当者、該当農家がなくて、この制度を受けないような状況になっている地域もあります。ですから、そんなことにならないように、せっかくこの制度があるんですから、もう少し柔軟に対応していただくように国に働きかけていただきたいと思います。

あと、中山間地域の農地の問題をもう少し具体的に地域の要望をいろいろな形で聞いて、どうすれば再生できるのか、そういう実態を調査の上、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、スクールバスの利用の件についてなんですけれども、今、盛んに安全面とか当日の連絡のやり方、そういう問題を提起になっておられますけれども、実際連絡の仕方なんていうのは、子供たちにも連絡できるんだから、やはり地域に何らかの形で、いろいろ町内会の組織もありますので、そんなの簡単にできると思います。ですから、後の対策ばかり考えないで、もう少し試行するような考えを持ってもらいたいと思います。安全対策なんかも、やはりこだわったらどこまで行ったって進まないわけで、実際に子供さんが乗っているんだし、それに、子供らの教育の面からも、老人をいたわる気持ちというか、そういうものも自然とそういう中で覚えていくものでもあるし、ですから、安全対策ならば、子供らに対してそういう教育をして、手を組んでくれたり、抱え上げてくれたり、そういう配慮を指導していくのが教育者の立場ではないかと私は思います。ですから、この辺ももう少し具体的に詰めて検討していただきたいと思います。

終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号、7番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、2月21日に議会に示されました、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」の課題と問題点について質問をいたしますので、市長の誠意ある回答をお願いするものであります。

最初に、国の方針がなかなか定まらない、決定したかと思うと二転三転するなど、計画策定にはさまざまな困難があった中で、一昨年以来「介護保険事業計画」策定に向けて大変な努力をしてきた、健康福祉課初め担当者の皆さんに心より敬意を表したいと思います。

この計画は、寒河江市はもとより全国の各自治体において初めての策定作業であり、事業計画であります。したがって、最初から100%の完成度の高いものにはなっていないと思います。策定された事業計画に基づいた事業を展開する中で、より多くの市民の声を聞き、真に市民のものになる介護保険制度をつくっていく努力が今後求められるものと思います。

こうした立場に立ち、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」について、6点にわたり私の考えを述べ、市長の見解を伺いたいと思います。

最初に、この事業計画策定に当たり、市民の意見聴取を事前にどのように行ったのか、また、事業計画を策定した検討体制についてお伺いしたいと思います。

事業計画（案）によれば、「市内69カ所で行った。公民館事業や老人クラブ活動と連携した講座を開催した。また、高齢社会総合推進検討委員会を設置し、さまざまな角度から協議検討を行った」とあります。

中央地区の説明会はハートフルセンターでありました。また、私たちの公民館でも、市の出前講座を利用し、介護保険制度の勉強会を開催しました。しかし、まだこのころは制度も固まっておらず、介護保険の大まかな流れを理解してもらおう説明会あるいは出前講座であったと思います。また、これから各地区で介護保険事業計画についての説明会が開催されるようですが、その日程を見ますと、寒河江地区は3回に分けて文化センターで開催をするようであります。これでは、余りにも会場が遠過ぎて、本当に聞きたい人が集まるのか、また、集まっても本音の意見が出せるのか、疑問です。

市当局も大変忙しいとは思いますが、本当に市民の声を聞き、介護保険制度を市民のものにする気があるならば、もう少しきめ細かく地域の公民館などで丁寧に説明会を実施すべきでなかったのかと残念でなりません。こうした説明会はそれなりの効果があったと思いますし、あると思いますが、私は、むしろ事業計画の案が固まり、最終案ができる前に市民や議会に説明会を行い、意見を聞いて、その取り入れるべき意見については、事業計画に盛り込む、このような手だてを講じるべきであったと思います。

市民の意見を聞く説明会の開催のあり方について市長の見解を伺いたいと思います。

また、「高齢社会総合推進検討委員会」についてであります。検討委員会は何回開催されたのか、その中でどのような意見が委員の中から出されたのか、具体的にお尋ねします。

次に、一昨年の8月から11月にかけて事業計画を策定するに当たって、40歳から64歳までの一般成人、65歳以上の一般高齢者、在宅要援護高齢者など、約3,300人の市民の実態調査を行ったわけですが、この実態調査が計画策定にどのように生かされたのか、お尋ねします。

私は、今回の介護保険事業計画を見て率直に感じたのは、平成6年に策定された「老人保健福祉計画」、いわゆるゴールドプランより非常にわかりにくい、不親切な事業計画になっていると感じました。例えば老

人保健福祉計画では、実態調査の利用意向から必要度やサービス量を算出されていて、市民の声がある程度反映されているのがわかる内容となっていました。しかし、このたびの介護保険事業計画では、国が示した換算方法、国が示した指標、国が示した基準を中心に算出されており、実態調査の結果がどのように生かされ、策定されたのか、理解できない内容となっております。

また、調査の内容も大変ちぐはぐなものになっています。需要推計量を算出に当たって、サービスの利用希望調査を行っていますが、在宅サービスの利用意向調査では、一般成人の調査と一般高齢者の調査には訪問リハビリの調査項目がありません。また、施設サービスの利用意向調査においては、一般成人と一般高齢者については、利用意向調査は行っていますが、肝心の在宅要援護高齢者からの利用意向調査をしていないのであります。

このような実態調査では正確な意向調査になっていないし、一体どこの調査内容から需要量を算出したのかも示されておりません。実態調査を基礎に需要量を算出したのか、疑問であると言わざるを得ませんし、国の基準や指標をもとに算出されたと言われてもやむを得ない内容となっております。

確かに事業計画を策定するに当たって、国が示した基準や指標と、本市の実態調査や意識の違いや格差などあると思います。こうした違いの中で国の基準を優先すれば、何のために実態調査をしたのかと指摘されるし、実態調査の数字をもとにすれば、県内や全国の水準との格差が生ずるのではないかと心配される、担当者の悩みや苦労も十分理解できます。私は、だからこそ市民の意識調査の結果と国の基準や指標を、市民にわかるように両方を併記し、具体的に算出に使用した数値については、算出根拠、理由をはっきりと明記すればわかりやすかったのではないかと思います。

計画を策定する基本的な姿勢について、市長はどのように判断し、介護保険事業計画を立てられたのか、お尋ねをします。

また、実態調査の結果を見て非常に驚いたことがあります。それは、本市の老人保健福祉計画が策定されてから6年がたっているわけでありましてけれども、それにもかかわらず、保健福祉サービスを知らない市民が大変多いことです。在宅要高齢者の実態調査では、介護高齢者総合相談センターを知らない人が84.6%いますし、はりきゅうマッサージ費助成が80%、福祉電話の貸与が79.1%、愛の一声運動が73.2%、通所リハビリが62.6%、市のリハビリ教室を56.7%も知らないと回答しているのであります。

こうした実態を市長はどう認識しているのか、また、今後どのように対応する考えなのか、お伺いします。

3点目に、公平・公正な介護認定とケアプランの確保についてであります。

私は、公平・公正な介護認定と公平・公正なケアプランをいかに確保することができるかが介護保険制度に対する国民の信頼度を高め、定着するかぎを握っている一番重要なことであると認識しているものであります。2月末の認定件数については、先ほど620件、その中で1次判定が変更され、認定された件数が60件あったと答弁がありました。

そこで、お尋ねしますが、認定件数の中で施設入所者と在宅要援護者の内訳についてお尋ねをしたいと思います。

また、認定変更についても、低く認定された場合と高く認定された場合があると思いますが、それぞれについてお伺いをしたいと思います。

このように、1次判定が変更され、認定された場合、特に1次判定より低く変更され、認定された場合については、申請者の権利を守り、公平・公正な認定を確保することなどから、別の審査会で再審査をやるなどの最善の対応を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

一方、認定を受けた要支援・要介護の方については、ケアプランを作成してもらうわけでありまして、ケアプラン作成作業はどの程度進んでいるのか、お尋ねをします。

このケアプラン作成については、民間事業者のケアマネジャーも作成するわけでありまして、特に公

平・公正な作成を確保しなければなりません。公平・公正なケアプラン作成を確保するための方策としてどのような対策を考えているのか、お尋ねします。

4点目に、苦情処理機関の設置についてであります。

現行の苦情処理機関として、県に設置される「介護保険審査会」に審査請求することになっていますが、県の介護保険審査会では、独自に再調査などをやることになるのか、非常に疑問であり、機械的に書類審査だけの審査会になると思われま。やはり市民の身近なところで市民の立場に立った苦情処理機関を設けるべきであると考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

第5点目に、訪問介護サービスの強化についてお伺いいたします。

ヘルプサービスの需要量を週 630回と推計しておりますが、週 630回のサービスを提供するためにはヘルパーの人数は何人必要と考えているのか、お尋ねします。

また、指定訪問介護事業所及び予定事業所として6事業所が記載されております。この事業者でヘルプ業務に従事しているヘルパーの人数は常勤換算で現在何人おられるのか、お尋ねします。

このほかに、本市での事業を検討している事業者が数社あると記載されております。意向打診があった事業者は何社あったのかをお伺いしたいと思います。

次に、施策の方向とサービスの目標として、「訪問看護ステーションの充実及び24時間訪問介護(巡回型)サービスの確保」とありますが、実施目標には具体的に示されていません。訪問看護ステーションの充実や24時間訪問介護サービスについてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思。います。

また、介護保険以外の市独自の老人保健事業の増大や介護保険の調査業務など、保健婦さんを中心に大幅な業務の増大が必至の状況にあります。介護保険制度を円滑に進めるためにも、保健婦さんなどの労働強化にならないような対応、人員増などを図るべきと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

最後に、施設整備計画についてお伺いします。

特別養護老人ホームの整備について、60床を整備するとありますが、特別養護老人ホームいずみの30床増床はわかりますが、残りの30床の整備について具体的にどのような増床計画を考えておられるのか、お尋ねします。

また、老人保健施設の供給可能見込みを 150床と見込んでおりますが、「寒河江やすらぎの里」の建設によって 100床については確保できるわけですが、残りの50床については、「近隣の施設など広域的な利用により確保できる」と見込んでいるようではありますが、本当に確保できるのか、非常に疑問に思。います。とい。いますのは、それぞれの自治体においても、入所施設や入所ベッドの確保にそれぞれが躍起になっていると思。いますし、ほかの自治体に施設のベッドを融通してやる余裕のある自治体は皆無であると思。います。この。ような中で安易に近隣の自治体にある施設を当てにする計画は、当てにならないと心配するものであります。

近隣の自治体の介護保険事業計画がどうなっているのか、突き合わせを行い、整合性を今後図っていく必要があると思。いますが、市長の見解をお伺いし、第1問とします。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、老人保健福祉計画と事業計画の課題と問題点についてでございますが、市民の意見聴取あるいは検討体制についての御質問でございます。

このたび策定しました老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、これまで実施してきた多様な保健と福祉、医療にわたる施策というものを充実、発展させるために、老人保健法及び老人福祉法に基づく老人保健福祉計画と、4月からスタートする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための介護保険法に基づくところの介護保険事業計画を一体的に策定したものでございます。

この計画では、介護保険制度というものを円滑に実施し、充実した福祉サービスを提供することはもとより、寝たきり高齢者をつくらないことを主眼とした「寒河江型ケアシステム」というものをさらに発展させ、高齢者の生きがいのある、自立した暮らしを生涯にわたり総合的に推進していくところの「寒河江型ライフサポートシステム」の確立に努めていくこととしたわけでございます。これを「生き生きハートフル寒河江」のキャッチフレーズのもとに、健康長寿のまちづくりを進めていくことを基本理念としているものでございます。

制度が固まっていない段階の説明というのは非常に大変だったわけございまして、その辺の意見聴取はできたのかというようなお話でございますけれども、老人保健福祉計画、それから、介護保険事業計画の策定に当たりまして、平成10年7月に学識経験者とか、あるいは保健医療関係者とか、福祉関係者、被保険者を代表する方々、それから介護に関係するボランティア組織の方々など、各界各層の代表者25名の委員から成りますところの、「寒河江市高齢社会総合推進検討委員会」というものを発足させまして、そして総合的に協議・検討をいただいてきたところでございます。

また、平成10年度におきましては、御案内の69カ所での制度説明会というものを実施いたしまして、その際、市民の意見を聞いてきたところでございます。

今年度における取り組みといたしましては、生涯学習出前講座での説明やら、あるいは老人クラブなどの各種団体の要請を受けて、その会合に出向き、説明をしてきたところでございます。その回数もこれまで33回に及んでいるところでございます。さらに、さまざまな会合などに出席した際には、介護保険や高齢者の保健福祉の内容に触れさせていただいておりますが、高齢者福祉の充実に向けた本市の取り組みについて、御理解と御協力を得るように頑張ったところでございますし、また、市民の皆様の御意見を拝聴するように努めてきたところでございます。

これらの説明に当たりましては、単に説明を申し上げ、質問に答えたというのではなくて、高齢者の介護に関するところの市民の多様な要望、意見をも聞くという機会としてとらえたところでございます。市民の皆様の御理解というものも十分に得ているものと考えております。

さらに、民生児童委員の方々に対しまして、制度をわかりやすく解説したビデオテープというものを配付したほか、研修会等の場を設けまして制度の説明のみならず、要援護高齢者の実態を踏まえた質問や要望等を聞いたところでございます。したがって、計画の策定に当たりましては、保険料の額や介護認定で自立とされた場合に対する不安など、それらの意見や要望にこたえるべく、保険料の額をできるだけ低く抑えるとともに、介護保険制度の枠外での新たなサービスの創設など、充実した福祉サービスの実施というものを計画に組み入れて策定したものでございます。

今後も、市民から適切に効率よく介護保険制度を初めとした各種の福祉サービスを利用していただきまして、在宅、それから施設におきまして快適に安心して暮らせるところの生活を具現化していくことが最も重要なことだろうと思っておりますし、また、これらの制度の周知には十分に努めていく考えでございます。

御案内のように、きょう3月6日から19日にかけて17回の地区説明会を実施することといたしております。本市の介護保険事業と独自サービスの内容などを紹介するパンフレットの全戸配布、これも計画しているところでございます。

次に、高齢社会総合推進検討委員会の開催状況と、その会議の中で出された意見の内容、あるいは計画への反映などがございますけれども、この2月10日の委員会まで5回の委員会を開催しております。委員会におきましては、介護保険施設の整備見込みや、それから施設サービスの供給可能見込み量、訪問介護サービスに対する民間事業者の参入の見通し、さらに保険料算定にかかわる特別給付や、保健福祉事業への取り組み等々、さまざまな視点からの御意見をいただいたところございまして、これらの意見というものを計画に反映させていただいたところでございます。

それから、実態調査の結果と事業計画とのつながりについての御質問でございます。

介護保険事業計画における各種サービスごとの需要量の見込みにつきましては、実態調査の結果というものを踏まえまして、国が示した基準に従って積算したものでございます。ちょっと専門的になりますけれども、平均利用希望率につきましては、各種サービスごとの需要量を推計するに当たって参酌すべき標準といたしまして、要介護度別に国が示した、いわゆる「標準サービス量」に対するところの実際に利用を希望するサービス量の割合を言うものでございます。

この算出方法であります、まず、対象者を寝たきり度（障害老人の日常生活自立度判定基準）というものと、それから痴呆度（痴呆性老人の日常生活自立度判定基準）の二つの基準の組み合わせによって、対象者ごとに要介護度を推計し、要介護度別に振り分けしております。

次に、要介護度別に振り分けた対象者のサービス利用意向、希望回数というものを積み上げしまして、要介護度ごと、サービスごとの利用希望回数というものを算出いたします。そして、今、申し上げましたところの要介護度別に国が示した、いわゆる「標準サービス量」に対する割合、つまり平均利用希望率を算出しているところでございます。

どの部分を活用したかという御質問でございますけれども、今、申し上げましたように、日常生活の状況、いわゆる寝たきり度とか、それから痴呆度、そして保健福祉サービスの利用希望等の数値を使用しておるわけでございます。

それから、どの程度計画に反映されたかということでございますけれども、サービスの利用意向を把握するに当たっては、サービスの種類によっては、調査時点において市民の方々に十分に浸透していないものもあったのではないかとということも十分勘案いたしまして、対象サービスというものを訪問系、通所系、短期入所系に区分いたしまして、それぞれの中で最も一般的なサービスとして普及、浸透していると思われるサービス-----すなわち訪問系でございましたならばホームヘルプサービス、訪問介護、それから通所系についてはデイサービス、通所介護、それから短期入所系につきましては、短期入所生活介護、いわゆる特別養護老人ホームのショートステイ、そういう介護の数値というものを使用したところでございます。

なお、在宅要援護高齢者需要調査では、このサービスに対するところの認知度を見ますと、訪問介護につきましては、ホームヘルプサービスにつきましては87.3%でございましたし、通所介護につきましては、デイサービスにつきましては94.1%でございました。それから特老のショートステイでございますけれども、その短期入所につきましては87.2%の方が「知っている」と回答しているわけでございます。

したがって、このようなことから、計画には調査結果が十分反映されているのではなかろうかと考えたところでございます。

それから、施設種類を選択する項目がないのではなかったかというような御質問がございました。この高齢者の需要調査の中で、施設入所を希望する場合、その施設種類を選択する項目がなく、施設という大まかなとらえ方でよかったのかということだろうと思っておりますが、御案内のとおり、介護保険制度の対象となる施

設サービスには、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、いわゆる老人保健施設、それから介護療養型医療施設、いわゆる療養型病床群等があるわけでございます。この3種類の施設にはそれぞれ施設・設備に関する基準、それから医師や看護・介護職員などの人員配置基準等が定められておまして、施設の種別ごとに介護保険制度の中で基本的に担うべき機能というものがあるわけでございます。そして、対象者が実際に入所するに当たっては、ケアマネジャーがその方の心身の状態に応じて最もふさわしい施設に入所できるよう、アドバイスがなされるものと考えておるわけでございます。

したがいまして、最も一般的に知られていると考えられた、特老（特別養護老人ホーム）を例示して意向調査を行ったところでございます。施設ごとの需要量の見込みにつきましては、利用意向、調査時点及び現在の施設入所の実態、それから、高齢化率や要介護高齢者数の推計というものを十分に勘案して設定したものでございます。

実態調査の結果ではサービスというものを知らない人がおったということ、それにどう分析し、対応していくのかというような質問でございますけれども、確かに実態調査の結果では、保健福祉サービスの一部については「知らなかった」と回答した割合が高いものがあるようでございます。しかしながら、実態調査後、先ほど申し上げましたとおり、制度の周知とあわせて保健福祉サービスの内容を詳細に説明しており、今日では、調査時点と比べて各種サービスの周知度についても高まってきていると思っております。

いずれにいたしましても、これまでの主要な福祉サービスが介護保険制度に移行することになり、なお一層のサービスの啓蒙、普及というものを初め利用の啓発を行うことが重要であると考えております。今次策定しました計画において、制度の普及のための広報啓発活動の強化というものを主な取り組みといたしまして組み入れているところでございます。

それから、公平公正な介護認定とケアプランの確保について、1次判定と2次判定の変更件数、内訳についてお尋ねがございました。要介護認定は、市民にとって介護保険制度の最初の入り口となるものでございます。この制度を円滑に運営するための重要なポイントとなるものでございます。市町村が認定を行うに当たりまして、対象者が要介護状態にあるか否か、また、その程度について最終的に審査判定するのが介護認定審査会であり、介護保険制度の中で極めて重要な役割を担うことになるわけです。このため本市では、御案内のように、西村山4町と共同で「寒河江市西村山郡介護認定審査会」というものを設置し、公平かつ公正な審査判定が行われるよう努めておりますことは、御承知のことかと思います。

ことし2月末までの本市の認定状況を申し上げますと、認定件数は620件でございます。その内訳は自立が11件、要支援が37件、要介護1が115件、要介護2が84件、要介護3が98件、要介護4が149件、要介護5が126件となっております。

また、2次判定の結果、1次判定が変更された件数というのは述べ60件ございまして、変更の結果、要介護度が高くなったものが59件、低くなったものが1件ございました。

それから、1次判定を変更するような場合、他の審査会での審査に付してはどうかと、このような御質問もありました。

御案内のように、介護認定審査会というものは、医療、保健、福祉の各分野の専門家56名で構成されております。そして、審査判定に当たりましては、八つの合議体というものを組織して、各合議体において委員の合議制により対象者の要介護状態等について判定を行い、この判定結果をもって、「寒河江市西村山郡介護認定審査会」としての最終的な判定結果として取り扱っているところでございます。

また、介護認定審査会の委員を対象とした研修会をこれまで3回実施してきております。各合議体とも、国の基準に基づいた統一した考え方で審査判定を行ってまいりますし、課題等があれば、必要に応じて随時全体で協議して処理する体制をとっております。このようなことから、他の審査会での審査にも付するというようなことは考えておりません。

次に、ケアプラン作成作業の進捗状況についてのお尋ねがございました。

御案内のように、介護保険制度では居宅、施設サービスを利用するためには事前にケアプラン、いわゆる「介護サービス計画」というものを作成する必要があるわけがございます。4月1日から円滑にサービスを利用するためには、3月中にケアプランを作成する必要がある場合がございます。

ケアプラン作成の方法につきましては、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）に依頼する方法と、自己作成する方法とがあるわけがございます。ケアマネジャーに依頼する方につきましては、どこの事業所に依頼するかをあらかじめ市に届けていただいた上で具体的な作成業務に取りかかることとなります。

現在、本市をケアプラン作成業務の活動範囲として位置づけている指定居宅介護支援事業所は11カ所で、そのうち市内に事務所を置く事業所は4カ所となっており、今後さらにふえるものと見込んでおります。

2月末時点で認定結果が出ている在宅要介護者等のうち294名の方からこの届け出があり、施設入所者210名についても、認定結果が出ておりますので、これらの方々については既に各事業所のケアマネジャーがケアプラン作成業務を進めているところであります。まだ届け出がなされていない方についても、4月に間に合うよう、届け出やケアプラン作成を早急に行うよう指導を行ってまいりたいと考えております。

ケアプランは公正・公平に作成されなくてはなりません、それについて、行政としての態度ということのお尋ねもあったようでございます。

ケアプランは、要介護者が心身の状態や家庭環境等に応じて最も適切なサービスを組み合わせ、よりよい生活を送る上で大変重要なものがございます。このため、本市におきましては、この4月から健康福祉課内に「基幹型在宅介護支援センター」というものを設置いたしまして、介護保険の対象とならない方の支援や「地域型在宅介護支援センター」の指導・統括とあわせまして、ケアプラン作成を担う各事業所のケアマネジャーに対し必要な情報の提供やら支援指導を行いながら、資質の向上に努めていく考えでございます。

それから、現在ある高齢者サービス調整チームを改編して新たに「（仮称）地域ケア会議」というものを発足させまして、事例の検討会やケアプラン作成上の課題の検討などを通じまして、ケアマネジャー同士の情報交換やら必要な知識・技術の向上を図りながら、ケアマネジャーのケアプラン作成能力のレベルアップに努めてまいりますとともに、複雑なケースなどについては、健康福祉課の職員が指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

こうしたことによりまして、ケアマネジャーがケアプランを作成するに当たりましては、その職責の重要性というものを常に自覚し、公平かつ公正な立場で、サービス利用者にとって最適で最善のケアプラン作成が行われるよう努めてまいりたいと思っております。

それで、行政としてのチェックの必要はないかというようなことになろうかと思っておりますが、このことは、保険者として市民の方が必要とするサービスを安心して利用できるようにする上で必要なことであると考えております。このため、本市といたしましては、介護認定のための訪問調査や、保健訪問指導などに際して、対象者の状況というものを把握しながら、ケアプランの妥当性などについて確認を行ってまいりたいと考えております。

また、ハートフルセンター内に設置しました、介護保険の相談窓口利用者からの相談や苦情などがあった場合には、必要に応じてケアマネジャーへの聞き取り調査を実施するなどして、常に適切なケアプラン作成の指導に努めてまいります。

次に、苦情処理機関のことについてのお尋ねがありました。

介護保険に係る苦情等につきましては、大別してサービスの内容や事業者に関するもの、それから、本市が行った要介護認定の行政処分に関するものがあるわけがございますが、これらの苦情申し立ての窓口といたしましては、介護保険の運営主体であり、市民にとって最も身近な存在である市町村が第一次的な窓口

と位置づけられているところでございます。

サービスの内容や指定事業者、施設等に関する苦情や申し立てにつきましては、利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、まず本市がその内容を十分にお聞きした上で必要な調査を行ったり、事業者に対して改善のための指導・助言を行うこととなりますが、市町村の地域を超える場合や市町村で取り扱うことが困難な事例、国保連合会での処理を特に希望する場合などにつきましては、国保連合会が苦情処理を行うこととされております。既に国保連合会では、中立公正な立場で活動できる学識経験者に苦情処理に当たる委員というものを委嘱しまして、「苦情処理委員会」というものを設置しているところでございます。

それから、保険者が行った要介護認定、それから保険料などの行政処分に不服があった場合は、県に設置される「介護保険審査会」に審査請求を行うことができるわけでございますが、本市としましては、これらに関しての苦情等があった場合にも十分に対応することとし、その上で不服申し立てが必要なものについては、制度の内容やら、あるいは申し立て方法について周知してまいる考えでございます。

このように、それぞれの苦情の種類ごとに専門の処理機関がありますので、独自の第三者苦情処理機関を設けるということではなく、市としましては、ハートフルセンターにおいて、身近な相談窓口としての機能を充実するとともに、在宅介護支援センターの増設など、市民に身近な相談窓口を確保するという一方で、いつでも気軽に相談できる体制を整えてまいりたいと考えております。介護保険制度というものをよく理解していただいた上で、これを上手に利用していただけるよう、相談窓口機能の整備に重点を置くとともに、苦情が出ないよう、事業者の指導等にも努めてまいる考えでございます。

それから、現在計画で示しているサービス提供事業者以外に事業展開をやる事業者というのはおられるのかというような御質問もございました。

ホームヘルプサービスにつきましては、現在社会福祉協議会、それから長生園、いずみに委託して実施しており、登録ヘルパーの積極的な活用を図りながら、市民のニーズに的確にこたえられるよう取り組みを進めてきた結果、派遣対象世帯も年々伸びてきている状況にございます。4月からの介護保険制度スタートに向けて、いずみ、長生園、社会福祉協議会、まごころサービスさくらんぼ、さがえ西村山農業協同組合、妙光福祉会が本市内での事業実施に向けて指定を受け、もしくはその予定をしていることについては、計画にお示ししているとおりでございます。

それから、計画で示した以外の事業者についても、現在数社からサービス提供に関する照会が寄せられているところでございます。

それからホームヘルプの需要推計量、週 630回、これにホームヘルパーが十分なのかというような御質問もありました。

平成12年度の目標量、1週間当たり 630回というものを供給可能見込み量として設定したところでございます。現在においても、事業の委託を受けている社会福祉法人が、常勤ヘルパーのほかに登録ヘルパーを活用しながら、ホームヘルプサービスを提供しているところであり、実際に必要となるヘルパーの人数については、事業者の考え方によるものと思っております。

それから、訪問看護サービスの基本的考え方についての御質問もございました。

訪問看護につきましては、平成8年10月に、御案内のように、寒河江市西村山郡医師会が中心となりまして、本市ほか西村山地域の4町とで構成する「寒河江市西村山郡訪問介護事業団」によって訪問看護ステーションが発足して、そして、在宅の高齢者介護家庭にとって、医療・看護面におけるサービス体制の充実を図ってきているところでございます。御案内かと思えます。

4月からの介護保険制度の実施に向けて、訪問看護のほか、居宅介護支援事業所の指定を受けましてケアプランの作成、サービス量の管理・指導、その他の相談に応じていくほか、需要に応じて職員体制の整備を図っていく考えでございます。

それから、巡回型の24時間訪問介護サービスについてでございますが、これにつきましては、サービス供給については、これまでの措置制度と異なりまして利用者と事業者との契約制度となりまして、サービスの提供主体としましては、これまでの社会福祉法人に加えて、民間事業者やNPO法人を初めとした多様な事業者が参入するようになるわけでございます。特に民間事業者の中には、4月からの制度スタートに向けて活発な営業活動を展開しているところでもあり、こうした状況から、需要と供給のバランスの中で事業者間の競争原理が働き、巡回型の24時間訪問介護サービスにつきましても、その確保が図られるものと考えており、本市としましては、事業者が参入しやすい環境づくりに努めていく考えでございます。

それから、保健婦についてのお尋ねがございました。

老人保健事業の実施目標に関してでございますが、この目標量につきましては、計画の策定に当たり、国が示した算出方法によりこれまでの実績等を踏まえて設定したものでございます。今回の目標値の設定に当たって示されましたのは、これまで市が実施してきた老人保健事業を国の基準にのっとって仕分けしたものが大半であり、現状の体制で実施できるものと考えているところでございます。

また、新たに実施することになりました「介護家族健康教育」や「介護家族健康相談」などにおきましては、他の事業と組み合わせて行うことにより、より効果的、効率的に行えるものと考えているところでございます。

それから、施設整備計画についてのお尋ねがありました。

計画は、平成16年を目標年次とした5カ年計画として策定したものであり、その中に掲げております施設整備計画につきましては、実態調査に基づくところの需要推計と現状を比較いたしまして、これに必要な基盤整備の目標として設定したものでございます。介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの整備目標としまして掲げております60床のうち30床については、いずみの増床でございます。残りの30床については、現時点ではまだ具体的な計画はございませんが、計画期間内に達成できるよう、事業者が参入しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

また、介護老人保健施設(老人保健施設)の供給可能見込み量につきましては、現在入所中のものに加え、本市本橋地内に「寒河江やすらぎの里」の建設が進められており、ことし10月に100床の施設として開所する予定であります。

さらに来年の春には、河北町内に「紅寿の里」100床が開所する予定でございます。

このようなことから、150床の確保は十分に可能であると考えております。

なお、この整備目標につきましては、県とも調整を図りながら設定したものであり、県の介護保険事業支援計画策定の基礎となるものであります。

また、広域的にいろいろ連携をとりながら、当該市町村にあるところの施設だから、その当該市町村の方しか入所させないとか、そういうことのないように、お互い連携をとっていくと、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時54分
再 開 午後 3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 質問に対して丁寧な答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

特にケアプランの公平・公正な作成を確保するための対策について、いろいろな角度で検討なされていると、こういう答弁をいただきまして安心をいたしました。今後、こういう対策をしながら、市民から苦情などができるだけ少なくなるような対応をぜひ図っていただきたいというふうに思っております。

それで、苦情処理機関についてですけれども、第一次的には市の窓口で対応したいと、こういうことを述べられたわけでございますけれども、この前の新聞に、厚生省においても「介護保険オンブズマン」、こういう制度をできる仕組みを固めたという報道がありました。ただ、残念ながら、この厚生省の介護保険オンブズマンについては、サービス内容を監視したり摘発したりするような権限を持った性格ではないと、こういうことで、第三者の相談機関というような性格の内容であります。なかなか役所には相談できないと、そういうところを第三者のオンブズマン制度をつくって、事業者と介護者、あるいは介護者と自治体、この窓口、橋渡し役、そういう性格のようでありますけれども、そういう仕組みを設置できるという報道がなされているようであります。市町村などが希望すれば設置できる。そして、運営費についても補助がなされるという報道がありましたけれども、この辺について御見解があれば伺いたいと思います。

それから、保健婦さん方の業務拡大に対する対応策については、今までやってきた事業なので、現体制でやれるのではないかと。新たな事業についても、他の事業と組み合わせでやれるのではないかとという答弁であったわけでありまして。確かに今までも、この老人保健事業についてはやられてきているようですけれども、この実施回数などを事業計画で見ますと、従来の事業とは異なって、大幅に回数などをふやしているという状況にあるのではないかと思うんですね。例えば健康教室については、平成10年度には99回やっているんですね。ところが、この12年度の目標計画を見ますと 199回と、大体倍近い実施回数を上げています。健康相談にしても 108回が 166回と 1.5倍、それから、機能訓練については、述べ 698人を 1,078人と、これも約 1.5倍、訪問指導については、述べ 977人ですけれども、これが 1,405人で 1.4倍と、こういう格好で、この老人保健事業などについても、従来確かにやっているんですけれども、事業内容が大幅に増大しているのではないかと思うんですね。そういう意味で、現体制でやり切れるのか。非常に大変なのではないか。それに新たな事業として介護保険の調査業務、そういうものが現実的に今入っているわけですね。4月1日からはそういう事業なども大幅にふえてくると、こういう中でやれるのかということをお心配しているのであります。そういうことで、ぜひ再度こうした点を踏まえて御答弁をいただければありがたいなと思っております。

それから、訪問介護サービスの強化に関連して、ヘルプサービスが週 630回と推計しているわけでありましてけれども、実施するためのヘルパーの人数などについては具体的にございませんでした。やはり供給は可能だと、こういう御答弁なんです。現在何人いて、そして 630回の業務をやるためには、施設はどこでもいいわけですが、総体としてヘルパーは何人必要なのかということをお押ししておく必要があるのではないかと。そこで初めて供給できるか、できないかというのが把握できるのではないかと。そういう意味で、第1問でお尋ねをしたつもりであるわけでありまして。

ちなみに、平成6年の老人保健福祉計画で算定をした計算方法によりますと、78人必要だと、こういう計算になるんですね。そういうことで間違いはないのかどうか、その辺について具体的に持っている数字があれば、教えていただきたいと、こういうふうをお願いをしたいと思います。

それと、2月末現在の介護保険申請の認定件数について、これは午前中の佐藤暘子議員の質問でも答弁があったわけでありまして、その内訳、施設入所者、在宅で介護を要する人の内訳についてお尋ねをしたつもりであります。おわかりであれば教えていただければありがたいというふうに思っております。

一番肝心な実態調査と需要推計量の関係なんですけれども、市長からる説明がございました。1回聞いただけではなかなかすとんと落ちるものになっていないわけでありけれども、市長もこの計画書を今お持ちだというふうに思いますけれども、6ページから7ページについて、市長が説明をしたような内容が記載されているわけでありますけれども、問題なのは、7ページにある、例えば訪問介護から訪問入浴、そして短期入所までそれぞれの居宅サービスの平均利用希望率の推計という数字が載っております。その中でも、全部をお聞きするわけにはいきませんので、訪問介護の部分だけお尋ねをしたいというふうに思うんですが、在宅で介護サービスを受けたい対象者が735名いると。この735名がすべて居宅サービスを受けると、こういう方ではないという意味で、利用希望者あるいは利用希望率が必要だということはわかるわけです。それによって6ページの介護サービス対象者と、その下の標準サービス量、これをそれぞれ掛けて累計をした数字がサービス総量と、こういうふうになるわけですね。このサービス総量に7ページの平均利用希望率を掛けると、こういうことで630回と推計をしているようでありますけれども、なぜ15.92%という訪問介護についての平均利用希望率が出てくるのかというところが非常にわからないわけですね。

2月末の在宅の認定件数がわかりませんので、この前事業計画(案)の際にお聞きをしました1月末の在宅の認定件数は、要支援から要介護5まで339名あったわけですね。339名、この方は、少なくとも訪問介護を何らかの形で受けるのではないかと思うんですね。そして、在宅の要支援から要介護5まで、それぞれ26名、74名、43名、49名、82名、65名という区分に応じた認定があるわけでありまして、これが標準サービス量、要介護2の人は4回、要介護3の人は5.8回、こういう格好でサービスを受ける権利を有するわけでありまして。この方のうち15%しか訪問介護を受けないと、こういうことになるのかどうか。仮に339名の方が標準サービス量の訪問介護を受けると、1,513回になるんですね。1月末現在で339名の認定申請者がいるわけなんですけれども、この方を標準サービス量で掛けて算出をすると、既に1,513回になるんですね。これと630回では余りにも乖離が大き過ぎるのではないかというふうに思うんです。

そういうことで、どうも今、市長から丁寧な答弁があったんですが、そうした根拠に基づいて計算した場合、なぜこの訪問介護、いろいろあるんですが、15.92%しか訪問介護を受けないという根拠になるのか、この辺について再度お尋ねをして私の第2問としたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 まず第1点は、厚生大臣の私的諮問機関ということから話が出ましたところのオンブズマンでございます。当初は、監視の役目というような強い任務を持たせるようございましたけれども、その後やわらかくなりまして、ボランティア事業ということになってきておるようございまして、これらにつきましては、現在のところでは、市町村が実施主体となるか、社会福祉協議会あるいは地域の老人クラブに委託するケースというようなことになるか。

そして、だれがやるかといいますと、高齢者や民生委員などで構成されているんだと。そして、やる仕事というのは、利用者からの苦情相談に乗ったり、それから、介護サービスの質の確保に向けて、事業者に対して提案を行うんだという内容のようございまして。そして、平成12年度は全国の20ないし30の市町村でモデル事業として実施すると、こういうのが現在までの考え方の方でございます。それで、あくまでもモデル事業として20、30でございますから、本当にこういう制度をやっていただいても、行政あたりの相談窓口というのとどのように競合するか。あるいはより機能を発揮するようなものになるかということはまだ全然わからない段階でございます。

そんなことで、寒河江市といたしましては、こういうモデル事業には手を挙げるつもりはございません。そして、まずは、老人保健計画あるいは介護保険事業計画というものをうまくスタートさせるということ、そして周知徹底していくこと、また、まだまだ今度新しい寒河江市での介護保険とは別枠の、独自の新規の実施事業というものもメニューを出しているわけでございますから、それらもうまく利用していただくと、こういうことに力を注ぐのが寒河江市の生き活きプランではないかなと、このように思っておるわけでございますので、厚生省の考えているこれにつきましては、考えておりません。

それから、保健婦でございますが、この老人保健事業、41ページになるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、これは、寒河江市でやっておった今までの保健事業というものを国の仕分けに従って健康教育とか、健康相談とか、あるいは健康診査、機能訓練、訪問指導というように分けて、そして目標値というものを定めたものでございますので、現在の体制でやっていかれるというような考え方を持っておるところでございます。

それから、630回を何人のヘルパーで処理されるのかと、このようなことについて、その数字のお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げましたように、事業者によりまして正規のヘルパーでやるか、あるいは登録ヘルパーでやるか、あるいはどんなサービスの提供でやるかというようなことで一概に出でないと、このように思いますので、特に何人ぐらいということは申し上げられないのではないかなと。こういうことで、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、人数についてのお尋ねがございました。それから、実態調査と乖離するところといいますか、平均利用希望率、このことについてのお尋ねがございましたが、これについては、より具体的には担当課長の方から御説明申し上げた方がいいかと思っておりますので、そちらに譲ります。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

最初に、認定結果の 620件の在宅、それから施設の内訳ということについて申し上げます。

施設につきましては 135件でございます、その内訳としまして、要支援が4、要介護1が10、要介護2が16、要介護3が23、要介護4が41、要介護5が41でございます。在宅につきましては、総数が 485、自立が11、要支援33、要介護1が 105、要介護2が68、要介護3が75、要介護4が 108、要介護5が85となっております。

それから、サービスの種類ごとの量の見込みについてでございますけれども、実態調査の結果がどのように計画の中に反映になっているかと、こういったような御質問でございますけれども、先ほど市長から申し上げたとおりでございます。その中で利用希望のとらえ方でございますけれども、それぞれ在宅、要援護者の実態調査をしたわけでございますけれども、それぞれの在宅サービスの種類ごとに利用希望回数をいただいております。これは、すべての人からいただいておりますけれども、この数字を積み重ねたものでございます。そして、サービスの総量を決めております。この際、寝たきり度、さらには痴呆度、これをクロスさせまして何人、どこに分布になっているか、そして、その分布になっているところの方が何回利用するかと、こういったような積み重ねをしたところでございます。したがって、実態調査の結果がすべてこの計画の見込み量に反映になっていると、こういったことでございます。

計画の最終的な需要量につきましては、要介護度別の標準サービス量に要介護度別の利用希望率、これを掛けまして、それにさらに、要介護度別の分布人数を掛けてございます。これからトータルのサービス必要量を設けているわけございまして、これが計画の42ページに載っているそれぞれの需要量と、こういう形になっているわけでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 まず一つは、保健婦さんというか、人員・労働強化の問題ですけれども、「国の仕分けに従って区分をして目標値を定めたものなんだ」と、こういう答弁であったわけですが、41ページに老人保健事業で種類ごとに、しかも、実施回数の目標量を掲げているわけですね。平成10年度の福祉事務所の実績を見ますと、それとちょうど対応する事業、しかも、それで何回やった、述べ何人の方を実施していると、こういう結果が出ているわけでありまして、明らかに仕事の量はふえるのではないかというふうに思うんですが、仕事の量はふえるのか、ふえないのか、では、まずそこを質問を変えてお尋ねをしたいと思います。

それと、ヘルパーの人数の押さえ方ですけれども、事業者によって正規職員、登録ヘルパー、いろいろな違いがあると。それはそうだというふうに思いますけれども、総体的に、どこの事業者、個々の事業者ということではなくて、週 630回の訪問介護サービスをやるわけですから、そのためには常勤のヘルパーとして何人必要なんですかという単純な質問なんです。事業所によって異なるかどうかということではなくて。したがって、平成16年では 1,122回の需要があるというふうに見込んでいるわけですが、供給可能見込みはそれを上回っているという結果が出ているんですけれども、週何回、週何回という対比だけではちょっと把握ができない、理解ができないということで、その仕事をやるヘルパーが、常勤換算で本当にこの 630回に何人必要なのか。1,122回やるのに何人必要だというのは、ある意味では単純に出てくるんだろうというふうに思うんですね。

私が先ほど申し上げましたように、平成6年に定めた市の老人保健福祉計画においてはちゃんと算出の基礎が明記されているわけですね。それに基づいて計算すると78人と、こういう数字が出てくるんです。これで間違いのないかどうかということも含めてお尋ねをしているわけでありまして、単純にお答えいただけるのではないかというふうに思うんですが、その辺について再度お尋ねをしたいと思います。

それと、後で平均利用希望率などについてはお聞きをしたいと思いますというふうに思うんですが、今答弁があったように、2月末現在では在宅で認定を受けた人が 474人いると。1月末では 339人いたと、こういう実態なんです。この方が要支援から要介護1から5までそれぞれ認定をされているんですね。この方は1回から 11.275回、こういう標準サービス量、多分これは厚生省で示したサービス量だと思うんですが、それを受けないんだという前提で算出をしているのかどうか、そこを最後にお尋ねして終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 1問でもお答え申し上げましたけれども、保健婦さんのことにつきましては、現体制で実施できると、このように思っております。

それから、630回につきましては、先ほど申し上げましたように、社会福祉法人が実際にヘルパーを活用する場合につきましてはいろいろな考え方でやるんだらうと、こう思いますので、それを何人と割り出すということはちょっと難しいのではないかなと、このように思って答弁したところでございます。

なお、詳細については、担当の方から申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 ヘルパーの数についてお答え申し上げます。

市長からも答弁がありましたように、雇用形態がさまざまでございます。したがって、それぞれの指定事業所の考え方によって何人必要かと、こういうことで決まってくるものと考えております。

さらに、現在認定審査で在宅で認定された方に対する訪問介護のサービスの量でございますけれども、これにつきましては、これからケアプランをつくりまして、そして、どの程度利用するかというものが具体的に出てくるわけでございます。したがって、この認定の結果を計画に反映させたというものではなくて、あくまでも計画をつくる段階では在宅の要援護者の実態調査をやりまして、その結果を積み上げて、その数を活用させたと、こういうことでございます。

以上でございます。

散 会

午後3時40分

佐竹敬一議長 以上で、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれで散会いたします。
大変御苦労さまでございました。